

平成17年厚岸町議会第2回定例会会議録		
招 集 期 日		平成17年6月27日
招 集 場 所		厚 岸 町 議 場
開 閉 日 時	開 会	平成17年6月28日 午前10時00分
	延 会	平成17年6月28日 午後 5時00分

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音 喜 多 政 東	○	17	佐々木 敬 治	○
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○
以上の結果 出席議員 18名 欠席議員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狭 靖	特別養護老人 ホーム施設長	藤 田 稔
助 役	大 沼 隆		
収 入 役	黒 田 庄 司	デイサービス センター施設長	藤 田 稔 (兼務)
総 務 課 長	田 辺 正 保		
税 財 政 課 長	佐 藤 悟	監 査 委 員	今 村 實
まちづくり 推 進 課 長	福 田 美 樹 夫	監査事務局長	松 澤 武 夫
		教 育 長	富 澤 泰
町 民 課 長	久 保 一 將	教委管理課長	米 内 山 法 敏
保健介護課長	豊 原 隆 弘	教委指導室長	酒 井 裕 之
福 祉 課 長	松 見 弘 文	教 委 生 涯 学 習 課 長	柿 崎 修 一
環境政策課長	小 島 信 夫		
産業振興課長	大 崎 広 也	教 委 体 育 振 興 課 長	松 浦 正 之
建 設 課 長	北 村 誠		
病院事務長	斉 藤 健 一	農委事務局長	藤 田 稔
水 道 課 長	高 根 行 晴		

1. 会議録署名議員

1 番	室 崎 正 之		
2 番	安 達 由 圃		

1. 会 期

6月27日から6月29日までの3日間 (休 会 な し)

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

厚 岸 町 議 会 第 2 回 定 例 会 議 事 日 程

(1 7 . 6 . 2 8)

日 程	議 案 番 号	件 名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		一般質問
第 3	推薦第 1 号	農業委員の推薦について
第 4	議案第 3 6 号	公有水面埋立許可に関する意見について
第 5	議案第 3 7 号	財産の取得について
第 6	議案第 3 8 号	工事請負契約の締結について
第 7	議案第 3 9 号	厚岸町土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について
第 8	議案第 4 0 号	町税条例の一部を改正する条例の制定について
第 9	議案第 4 1 号	厚岸町ごみ処理場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
第 1 0	議案第 4 2 号	平成 1 7 年度厚岸町一般会計補正予算
第 1 1	議案第 4 3 号	平成 1 7 年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算
第 1 2	議案第 4 4 号	平成 1 7 年度厚岸町老人保健特別会計補正予算

厚岸町議会 第2回定例会

平成17年 6 月28日
午前10時00分開会

- 議長（稲井議員） ただいまより平成17年厚岸町議会第2回定例会を続会いたします。
- 議長（稲井議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（稲井議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番室崎議員、2番安達議員を指名いたします。
- 議長（稲井議員） 日程第2、昨日に引きは続き、一般質問を行います。
5番、中川議員の一般質問を行います。
5番、中川議員。
- 中川議員 おはようございます。
本日の定例会に当たりまして、通告しておりました1点であります、町長にご質問させていただきます。
アザラシによる漁業被害にどう対応すべきかのお考えをお聞きいたします。
1つに、厚岸湾における雑定置網被害の実態について、2つ目といたしまして、漁業協同組合との連携状況は、それから、3つ目といたしまして、人が行う漁業と自然動物との共生は、国際的視野に立つ必要性はあるが対応に工夫できないかということでございます。
以上で、1回目の質問を終わります。
- 議長（稲井議員） 町長。
- 町長（若狭町長） おはようございます。
5番、中川議員のご質問にお答えをいたします。
1点目の厚岸湾における雑定置網被害の実態についてであります、平成16年度1年間のアザラシ類による被害状況は、既に厚岸漁協より被害報告があり、漁獲物ではシラウオ、チカ、カレイ、ニシン、雑魚の合計数量で1万1,660キログラム、1,019万円、網などの漁具被害については238万円あり、平成15年度は漁獲物で1,535万円、網などの漁具被害は約30万円でありました。
また、漁業者の中では直接目に見える被害に加えて、網の中の魚を追い出す、網の中にアザラシがいるから魚が入らないなど、数字にあらわれない被害もあると聞いており

ます。

2点目の漁業協同組合との連携状況であります。町と漁業協同組合では、これまでも連携して被害対策について釧路支庁に対し要請しており、昨年の4月にも町と漁業協同組合では、漁業者からの要望で釧路支庁に出向き、ここ数年アザラシによる漁業被害が激しくなっていることなど、被害の状況について説明し、対策を講じてほしい旨の要請をしております。

3点目の人が行う漁業と自然動物との共生は、国際的視野に立つ必要性はあるが、対応に工夫できないかのご質問であります。平成15年4月に鳥獣保護法が改正となり、保護対象としてアザラシ類が加わり、これに伴い環境省は平成15年度から3年間の計画でアザラシ類生息状況調査を実施しております。

また、この調査は今後アザラシ管理をどのようにしていくべきか、その方策を探ることも目的の一つとされ、生息するアザラシの種類や環境及び漁法や対象業種が異なる地域である襟裳岬、厚岸、納沙布岬、羅臼をモデル地区とし、これら地域の共通点や相違点を明らかにし、各地域に合った管理方法を検討するための調査でもあります。

厚岸町におきましても、平成16年、平成17年と調査が分かれておりますが、アザラシ類の保護管理において何が必要なのか、他のモデル地域の実態や取り組みを参考に、今後につきましても、国や北海道の施策を注視しながら対応を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 5番。

●中川議員 今、町長から詳しく1回目の答弁をいただきました。

被害状況につきましても、漁獲物のシラウオから始まりまして、雑魚等々1,019万円、あるいは漁具被害等でも238万円ありましたということなんですけれども、これは非常に漁民が苦勞してといいますか、本当にアザラシに泣かされているわけです。それで、町長も理事者もご案内のように、国道から釧路に向かっていきますと、すぐ左手に沿岸線が見えるわけなんですけれども、そこに雑定置が入っておりまして、これらに非常にアザラシ、以前にはよく、花火ともつきませんが、昆布のスタートラインなんかで、ガスなんかがかかっているときに、はい、操業をしましょう、終わりましたというときに、こういう丸いやつでタバコの火なんかをつけて海へ投げますと、破裂するものがあるんですけれども、それらのもので追っていたそうなんです。漁民が交代交代に。それも一時的だそうで、今度いろいろまた考えましたら、この辺には余りよく見えないんですけれども、米どころの田んぼなんかには、よくかかしなんか立っています。それが私も国道を通りまして、網のふちの方にこうあるんですけれども、あれは何だろうなと思いましたが、要するに陸でいう、農家でいうかかしの役をしているんです。

ところが、波でしますと、人間が網の番をしているような感じに彼らには見えるようで、すぐ逃げていったそうなんですけれども、これもなかなか頭のいい動物で、すぐ覚えてしまった、それでまた効かないということで、組合を通じたりあるいは衆議院の代議士等が厚岸に国政報告会なんて行って来ますけれども、そうすると、漁民が間引きをさせていただきたいということで、国政報告会の最初とか、最後に代議士に群がるとい

うと言葉は悪いんですが、そしてお願いしていた。

ところが、これまたアザラシというのは、保護動物というんでしょうか、なかなか間引きもできなかったわけでありまして、それで、私もこういうことから、漁民が一生懸命代議士やら、組合を通じて支庁等々にお願いしても、これは間引きなんかできないんだなというふうにして、私も半分あきらめていたわけですが、ここに私、新聞で切り抜きを持っていますが、4月22日に町長からも羅臼の関係の答弁もいただきましたが、ここでアザラシ駆除が80頭の枠でやられた。ところが、しけ等々で14頭で終わりましたというふうな新聞に掲載されていまして、「あれ、そうしたら厚岸もできるのではないのか」、羅臼は根室支庁ですけれども、厚岸は釧路支庁、同じ関係でどうして羅臼が間引きしてできて、厚岸ができないのかなという考え、それからいろいろな話もありました。

私の質問で、漁業協同組合との連携状況はということで、これも町長から「今まで町と漁業協同組合とはこれまで連携し、被害対策について支庁に対し要請しております」このような答弁でございましたが、これもおかしいんです。私、昨日今日、役員をさせてもらって、今その一人なんですけれども、この中に名前はいませんが、雑定置をやられている役員がおりまして、この問題で議論がありました。

それで、非常に困っているんですということから、これが問題になりまして、それで、では今まで、今私が言いましたように、漁民なり皆さんが非常に悩んで代議士の先生方に訴えながら何とか間引きをさせていただきたいと訴えてきたんですけれども、組合はどんなことをやっていたんですか、今理事からもそういう苦情的なものが出ましたけれども、これはどうして組合は組合員のそういうようないろいろな問題に耳を貸さなかったんですか、私は声は小さいんですけれども、腹から声を絞って役員の皆さんに訴えたんですけれども、そうしたら、大した私のわかるような答弁はなかったんですけれども、それで、今町長の答弁では、組合と連携して支庁に対して要請しています。それで被害がこうこうこうですという。

自分らの組合の悪口を言うのはおかしいんですけれども、何かちょっとおかしいのではないかなというような感じがしまして、そうしたら、中川さんあなたの立場で行政にお願いして、これからは、早く言いますと間引きができるようにお願いしていただきたい、こういうのが私に言われまして、私も、では町長なり理事者に訴えますけれども、役員も皆さんも一生懸命頑張ってやりましょうよということで、そのまま終わりました、そういう関係から、私はこういう今回のアザラシの駆除ということで、質問させていただきました。

これは本当に私も役員になったばかりなんですけれども、本当に手ぬるいということか、私もちょっと歯がゆいところがあるんですけれども、非常に今私が言いましたように、4月22日の新聞にもありますように、羅臼では間引きできる、厚岸はこれからだと。検討して皆さんの言うところ、羅臼を初めそれから納沙布岬、襟裳、これら等モデル地区を見ながら管理方法について調査してまいりますということなんですけれども、私も単純なんですけれども、今言いましたように羅臼方面が駆除できまして、厚岸は釧路支庁なんですけれども、そういう関係で間引きができないのかな。

これはまた話が変わりますけれども、ことし新聞紙上なりではニシンが40トン揚がり

ました。これも私新聞の切り抜きを持っていますが、漁民に言わせると40トンどころではないのではないか、このアザラシに食われた被害も加えるとかなりのニシンだったのではないのかなと。それだけ今漁民が大変なんです。

カキも昨日の1番議員の質問でありましたが、カキも貝毒でそうですけれども、沿岸漁民も大変でございまして、それで昆布状況、今棹前昆布が始まっていますが、これもまた余り状況がよくないようで、価格の面では。資源状況はまあまあでしょうけれども、価格もまだぱっとしないようで、去年より幾らか上がってくればいいなと思っているんですけれども、それだけにこの沿岸漁民の魚の面では非常に。

しかもまた、このアザラシというのは、漁師の方々から聞きますと、頭のいい動物だそうで、うまいものから先に食べるんだそうです、高価なもの。そして、あとだんだん食べるものがなくなると、仕方がないから安いものを食べるんだそうですけれども、うまいものから先に、これはだれでも、人間もそうですから、アザラシという動物もそうかなと思うんですけれども。

ですから、かなりの被害状況で、本当に何年も前から雑定をやって経営している組合の方々は、苦勞されているわけです。それで、私も単純な質問ですけれども、やはり羅臼のように間引きのできるような方法で努力していただきたいというのが私の要望の質問でございします。

以上で、2回目の質問を終わります。よろしくお願いします。

●議長（稲井議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） アザラシの関係のご質問であります。

沿岸漁業を営むためには、それぞれ養殖漁業においてはカキ、アサリについては三角ツブあるいはヒトデ、昆布につきましては、流氷が来なくなった関係で雑草駆除、それぞれ漁業を営むのに障害があります。この沿岸漁業にとりましても、こういったアザラシの関係の被害ということで、今回ご質問をいただいたわけであります。

それで、羅臼の関係のお話でございました。それで、羅臼の関係の駆除の関係をする前に、若干アザラシについて触れさせていただきたいというふうに思います。

この太平洋沿岸、根室から襟裳岬にかけて、襟裳が日本最大のゼニガタアザラシの生息地と、この大黒島、尻羽岬周辺は、北海道でも2番目の生息地というふうにいわれてございます。ゼニガタアザラシについては、記録を見ますと1980年代、大体350頭前後で推移をしていた。それから1990年代に入りますとふえてまいりまして、特に北海道に関しては1997年に625頭が確認されておる、98年には785頭が確認されておる、99年には643頭という記録がございします。主に北方領土の歯舞諸島、これらについては3,000頭いるのではないかなというふうにいわれております。

ロシアの学者がこのアザラシのうちゼニガタアザラシが47頭、それからゴマフが2頭、標識をつけて放したそうです。これは平成13年5月に放したそうなんです、翌月の6月に標識をつけたアザラシが根室の定置網にかかったということで、北方から移動してきているというふうにいわれてございます。

厚岸につきましては、ゴマフとそれからゼニガタが生息をしています。ゴマフについ

ては回遊性の動物というふうにいわれていまして、冬から春にかけて、サハリンからやってきまして、オホーツク沿岸あるいは太平洋の沿岸にかけて越冬する回遊性のアザラシであります。これについては、駆除をもし間引きをするというふうになりますと、管理は北海道になります。

次に、ゼニガタアザラシなんですけど、これについては、襟裳、それから大黒、尻羽岬、これを中心に年じゅうすんでいるということです。それで定住性のアザラシといわれてございます。これについては、もし駆除あるいはそういった管理については、環境省の管理になるということでございます。それでゼニガタアザラシについては、希少動物でレッドリストに載っているということで、北海道でもこの根室、それから太平洋沿岸しかいないというふうにいわれてございます。

それで、羅臼の関係につきまして、駆除は平成16年、17年と確かに間引きといわれる駆除を行ってございます。この駆除はゴマフアザラシの駆除ということでございます。当然支庁を通じまして、北海道がその許可を出しているわけでありましてけれども、16年、17年いずれも80頭ずつの枠があったということで、平成16年は6頭、それから、平成17年では、先ほど議員おっしゃったとおり14頭という実績がございます。

これらについては、羅臼の許可の場合については、漁業被害がけた違いでありまして、1億円を超えてございます、さらには、学術研究という目的も持ちまして、許可をされているという内容でございまして、この14頭あるいは6頭のうち、このゴマフアザラシの食べた物、胃の内容物とかそういったものを調べるのに、北大あるいは帯広畜産大も加わりまして、こういった学術研究用に駆除したものについては利用といいますか、学術研究用に回されているというのが実態でございます。

確かに鳥獣保護法によりまして、対象に加わったということがあっても、駆除が全くできないことはないんですけれども、厚岸町の場合は、ゴマフアザラシが少ないということでございます。厚岸に関しましては、平成12年のデータなんですけど、大黒島に172頭、それから尻羽岬で62頭確認をされてございます。襟裳はもう281頭なんですけれども、それに浜中が17頭、根室が30頭というふうに564頭総体で確認されています。

データが2年ほどなくて申しわけないんですが、平成15年のデータですと、厚岸の場合、大黒島で189頭、それから尻羽岬で85頭です。これらについては、1日何回か数えまして、その1日で一番多い数ということで、何日間か確認作業を行いまして、その一番多い日が189頭が大黒島で確認をされた、そういったことであります。

それで、実は時期にもよったとは思いますが、そのうちゴマフが1頭しかいなかった、あとはもう99%以上はゼニガタアザラシだということでございます。それで、厚岸町の場合についてはそういった回遊性のゴマフアザラシがほとんどいない、もう厚岸に定住をしないほかの場所に絶えず移動しているという実態があるようでございます。それで、間引きの駆除の許可権者が、北海道知事の許可であるゴマフアザラシがほとんどいないということなので、それで環境庁の許可になるゼニガタアザラシがほとんどだという内容であります。

それで、仮にこういった被害状況が確認をされて、詳細な調査のもとに被害状況が確認をされまして、駆除の申請を行いまして、さらに詳しい被害の実態の調査、そういったもの、あと共存共栄の道がないのか、そういったことを環境庁の方からいろいろ聞

かれるのではないかとということで、非常に難しいということが支庁の担当あるいは北海道の担当からも言われてございます。もう一つ、どのくらい減ると被害がなくなるんだと、そういったデータも要求をされるのではないかとということであります。

それで、現在、平成15年から16年、17年と今調査が行われている途中であります。厚岸は16年と17年とその2カ年にわたっての調査が行われる予定であります。この調査ですけれども、生息調査ということで、分布状況の調査あるいは個体数の確認、さらには繁殖状況の把握、それから、聞き取りによります漁業被害の対策状況の調査というのが平成16年、それで、17年には継続の調査で生息調査あるいは聞き取り調査、それから、最後に保護管理方策と取りまとめということでございます。これらが16年と17年厚岸でNPO法人の北の海の動物センターというところに国が委託をしまして、そこで今調査に入っているという内容でございます。

あと同じ鳥獣保護に関してのシカの場合については、北海道で保護管理計画のもとに適切な頭数にしていくということでありますけれども、現在このアザラシについては、そういった調査あるいは報告、これが今取りまとめ中であります。ですから、そういった保護管理とかもこれからということになっている。まだそういった共存あるいは駆除、そういった適切な管理と、まだそういうところまでいっていないというのが実態でございます。

それから、最後にニシンの関係が議員の方からご質問というか、意見の方でありましたが、ニシンはこの年、30数年ぶりに豊漁ということでございました。トン数も30トンを超えた。春先に30トンを超えたのは30年ぶりということでございます。去年は9トンでございました。金額も496万2,000円という水揚げ金額でございます。今年は30.4トンで1,399万6,000円です。1キロに換算をしますと459円でした。それは今年です。去年はと申しますと、547円が1キロ当たりの単価ということで、金額で1キロ当たりの単価では16%ほど減になっている。豊漁の割には金額的に思ったほど伸びなかったというのが現状です。3月議会のときにもお話ししましたが、組合関係者の中にも意見としてこういったアザラシ類の被害の実態もあるだろう、もう一つこのニシンがいまいち基地として厚岸の湾に戻ってこない原因の理由の一つに、釣りというか、遊魚の実態もあるのではないかと、そういったことで、アザラシ、遊魚、これらの問題が少しでも解決されれば、ニシンも30トン今年は来ましたけれども、相当な数のニシンが厚岸の海に戻ってくるものというふうに考えてございます。

私の方から以上です。

●議長（稲井議員） 5 番。

●中川議員 今、課長の方からいろいろとご答弁いただいて、私はさっきも羅臼の例を申し上げて質問していたんですけれども、ちょっと何か理解が乏しくて、アザラシというのはもうみんな一緒かなと思ったら、今課長が言われたように、ゴマフアザラシとゼニガタアザラシの、北海道と環境庁の差があってということなんだそうで、一つ利口になったなと思っているんですけれども。

6月22日の7時に、おはよう北海道というニュースがあるんですけれども、見た方も

いると思うんですけれども、ここで日本海の稚内からすぐ日本海寄りの方のところに、トドがかなり生息しているんです。これで今生息調査をしながら間引きをしていくんだ、飛行機やらヘリコプターで、空からどのぐらい頭数があるか、生息調査をして間引きをしていくんだ。これは北海道地区水産研究所というところだそうですね、今課長が言われるように、これもゴマフアザラシが北海道、それからトドも北海道地区水産研究所ですから、間引きはできるんですよね、ニュースのあれからいきましても。

それで、厚岸にいるゼニガタアザラシはできません。結局、環境庁の問題で、そして国がNPOにかかわって調査を依頼し、その結果、これから何年たつかわかりませんが、その結果次第で云々ということでございますけれども、やはりその種類によってかなりの差があるんですね。

それで、1回目の調査で町長からも被害状況、それから網等の被害状況についても報告いただきましたけれども、私は、漁民の話を聞くと、こんなものではないのではないのかなという感じもしていますし、課長もはっきり言いませんでしたけれども、かなりのアザラシに食われている被害、水揚げにならないものが相当あるのではないかなという理解をしているのではないかと思います。

これで、やはり非常に難しいと思いますけれども、私たちも今、町長なり、課長の答弁をお聞きしまして、これから役員会でもこれを報告しながら、非常に難しいということでございますけれども、こういう被害がありますし、雑定の組合員も非常に困っているわけでございますから、一生懸命頑張っていきたいなと、ぺいぺいの私が言うのはちょっとおかしいですけども、やっていきたいなと思いますけれども、そこで、最後なんですけれども、組合が一生懸命町にこういうことでお願いします。私も頑張ります。何とか環境庁の方をお願いしたい。そうした場合に、我々漁民の束ねである組合の協力をいただきたいなと、こう思うんですが、町長なり、課長からその確約をいただいて、終わりたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（稲井議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 先ほども2回目の答弁のときにも言いましたが、駆除が全くできないわけではないということをご理解はいただきたいと思います。環境庁の許可であっても、こういったいろいろなハードルといたしますか、データとか、そういったものを積み重ねていけば、そういった道もないわけではない。ただ非常に困難だということをご理解いただきたいと思います。

それから、組合を含めまして、うちの方としても対策を講じていただきたいというお話は再三申し上げているとおりでありますので、あと、国が今後、考えられる国に対しての要請、あるいは国が行っていることといたしますのは、まずアザラシの実態といいますか、生態調査、それから、被害防除対策の方法とか、それから、野生動物といいますか、こういったアザラシを含めた漁業の将来像を検討していただきたいという内容、それから、最後は被害補償ということで、環境への配慮、そういったものに対しての損失補償的なそういったことを、今後求めていかなければならないだろうというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

●議長（稲井議員） 以上で、中川議員の一般質問を終わります。

次に、8番、音喜多議員の一般質問を行います。

8番、音喜多議員。

●音喜多議員 平成17年第2回定例会に当たり、さきに通告してあります広域行政を推し進める立場から、昨年の第3回定例会に引き続き、質問をさせていただきます。

昨年の9月に質問させていただいたときには、今日の財政状況から1次に引き続き、2次の中期の財政運営基本方針を立て、その取り組みが始まったばかりであります、主に経費削減と財源捻出であり、広域行政の推進については触れずじまいでありました。

そしてこの春、町村合併の見送りとともに、当面自主自立のため財政シミュレーションが示され、その中で中期改革期間、平成21年からの4年間の中でこの問題に調査研究を進めるということになっております。

折しも、このたび再選されました若狭町長は、今後4年間行政のかじ取り役として、昨日、心強いごあいさつの中でその目標を示されました。その一説の中にも広域行政が触れられております。さきに示されました財政シミュレーションは、平成21年からであります。見方によりますと、この4年間調査研究を続けていけばよいとうかがえるのでありますが、今、行政の進め方に効率とスピード感が求められております。この2期中の広域行政という取り組みの熱意のほどをお伺いするものでございます。

次に、北海道内外で、あるいは道外で、町村合併で多くの協議会をつくりながらも離脱、破綻、白紙となった姿を見ると、その難しさを知ったわけでございます。住民同士の信頼もさることながら、首長同士の信頼もまさるとも劣らないほど必要だなというふうに感じた次第でございます。まず、物事を進める第一歩として、話し合う場の大切さを読み取るものでございます。提言中の広域行政を進めるにも同じことがいえるというふうに思います。その点のお考え方をお伺いしたいというふうに存じます。

次に、今まで示されました、そして昨日、3番議員さんの答弁でもございましたように、ごみ処理、国保、老人、介護の3保険が明らかに示されたわけでございますが、これらの課題を推し進めるとしても、相手との共通した課題でなければ土俵には上がれないだろうというふうに思うのであります。我が町が広域行政で推し進める課題とはどのようなものがあるのか、改めてお尋ねしたいというふうに存じます。

2点目として、さきの広域行政に関連してお伺いいたします。

厚岸道立自然公園が今その国定公園の昇格運動が実現に向けて、窓口として道を中心に作業を進められているかというふうにお聞きしております。その作業中、または今後国定公園が指定となった場合、3町にまたがって進める作業、言いかえれば広域性ある仕事だというふうに存じます。その取り組み方、進め方についてお伺いし、第1回の質問とさせていただきます。よろしくご答弁のほど、お願い申し上げます。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8番、音喜多議員の質問にお答えをいたします。

まず、町村合併、財政事情、効率的行政などから一層の広域行政を推し進めるべきと思うがとの質問であります。既にご承知のとおり、近隣町との合併研究会がその方向性を見出すことができないまま任務を終えたことにより、本町は当面の間、自立を前提とした町づくりを進めていくこととなりますが、その一方で、幾つかの行政課題の解決に向けては、広域連携の可能性を検討する必要があると考えております。

厚岸町財政自立シミュレーションでも明らかにしておりますが、今後新たな施設を計画し、国の交付金を受けようとする場合、広域処理が前提となるごみ焼却処理施設、共同で事務を処理することにより管理経費の削減が可能な国民健康保険事業及び老人保健事業並びに介護保険事業を、その対象として可能性を探ってまいります。

私は広域連携の可能性を探るに当たり、まず、近隣自治体首長との意向を聞く機会が必要と考えております。その上で共通の課題として確認できたものについては、実務者レベルの研究調査へと進めてまいります。

次に、厚岸道立自然公園の国定公園昇格運動や指定実現で、地元で進める広域事業はあるかとのご質問についてですが、厚岸道立自然公園の国定公園化に向けては、昭和59年に厚岸道立自然公園国定化昇格促進期成会を組織し、要請活動を始めて以来、厚岸、浜中、釧路町で構成する3町広域観光推進協議会や釧路管内市町村と関係団体で構成する釧路地方総合開発促進期成会など、常に広域連携による運動を進めてきた経過があります。今後ともこの連携をさらに強めながら、昇格運動を盛り上げていきたいと考えております。

国定公園昇格が実現した後の広域事業についてですが、6月10日に設置されました釧路支庁と厚岸町、釧路町、浜中などで構成する厚岸道立自然公園特定公園化連絡協議会において、公園計画策定の段階で広域事業についても検討を加えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 8番。

●音喜多議員 今答弁にもございますとおり、広域行政を推し進めるという姿勢はうかがえるというふうに思います。ただその広域行政を進めるに当たって、2番目の問題として相手もあることですから、ではいつから、何をということになるかと思うんですが、まず、町長の姿勢が私は一番大事ではないのかなと存じます。そういう意味では、さきに示されました自立のためのシミュレーションの中では、平成21年に中期計画の中で、この広域について検討というふうに示されているわけです。また、昨日、町長の言うことには、この4年間の任期の中でというようなこともうかがえるわけです。

今の情勢としては、やはり昔のようというか、ゆっくりした時代であればそれも計画性を持ってしかるべきなのかなと思いますが、私は今の時代では、やはりある程度スピード感というか、そういうものに期待があるとするならば、それにこたえられるような感じで作業を進めていかなければ、まずいのではないかなと思うのであります。

今言ったように、そういう事務方と申しますか、この財政シミュレーションと町長の思っていることとどっちが先行してというか、私は町長の考えていることが仮に21年と

なれば、町長の任期は次の3選目からこれに着手していいということにもうかがえるわけですが、私はそうではないだろうと思います。この周りの状況を見ると、今回の合併問題、それぞれ町村それなりの努力をして、当面は自立でいくという正式に表明されているわけです。そしてこの後、新年度からの道の権限を持ってでもどういうことになるのかなと、そういう推移を見ているんですが、今までの話し合った経緯を伺うならば、そのことは再度近々早々にはまた合併でということにはならないのではないのかと、私は思うのであります。

そうこうしているうちに、今一番先に挙げられておりますごみ焼却場の問題、私どもの町も釧路市との広域の中でのことも研究会を立ち上げましたが、いずれにしても厚岸町も直して10年、しかし、その10年も本当にもつのか、浜中町においては修理した会社がつぶれ、うちも同じです。今度は本当に直すといってもまた手探りの状態というか、そういうことからすれば、近々そのことに共通課題を含めてお話を早急にされた方がいいのではないかと、私も素人ながら考えますが、改めてこの財政シミュレーションのとおりでいくのか、あるいは町長の昨日の抱負の中にあられるように、積極的に進めていくという気構えがございますか、改めてお尋ねしたいというふうに思います。

それから、この答弁にもありますように、相手のあることですから、そして、共通の課題でなければ、何ぼこっちがふん張ってみたところでそういう話にはならないわけでありまして、まずその前に話し合うというか、そういう友好関係を築きながら、そういう話を持っていく、そして、仕事をしていくということになるかと思います。その意味では、前後しますが、今までに消防等の仕事もされておりますが、今回また新たな意味では、この国定公園の昇格運動がお互いにあわせる機会をつくっていただくというか、チャンスにはなるのではないかと私は思うのであります。

今のこの答弁書の中には、3町での話ですが、名称一つとってもこれは3町でお互いに理解した中で決めなければいけないことではないのかなと私はつくづく思っていたんですが、答弁書の中には、何がということは書かれておりません。したがって、今までどおり冠として厚岸国定公園といくかと、名前一つつけるだけでもお互いの町で大変な作業になるのではないのかなと私は思うのであります。そういったことのわだかまりをなくしながらというか、心配しながらこの国定公園の名称をつけることになっても、そ一つとしてもやはりお互いの話し合いというか、そのことが大事ではなからうかと思えます。

3町、釧路、道を含めてですが、管轄はこれはもう国立、国定、道立あるいは1種、2種、3種の保護区が地域にあるかないかによってもまたいろいろと変わってきます。その中では今の名称を例に例えておりましたが、今までの話し合いの中で、道が中に入ってその難しさというのがあるやに思います。その辺のところをもしあれば、大事にしながら進めるんだということの心構えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、前後しましたが、いわゆるお互いに取り組んでいく課題です、仕事をしていく。それで、今回厚岸町と近隣ですが、既に、私どもも道内視察等で多くの町で連携をして取り組んでいただいている町を見せていただき、また、その話も伺わせていただきました。私は、今特別養護老人ホームがだんだん人数がふえているよ、この間の話でも待機者は100名を超えていますよ。しかし、増設もままならないです。そういった意味

では、この件に関しても、また、特にその予備軍という軽費老人ホーム、私はこれが今これから必要になってくるなというふうに思うんですが、1町単独でやるということになれば、大変な話だろうと私は思います。

今日の財政状況から今ごみの問題ではないですが、広域のことができないだろうか、ましてや例えば、既設の廃校になったところを利用しながらもそういうことも可能にならないか、あるいは町だけではなくてそういう意欲ある法人関係が出てこないかとか、そういったことも話し合いながら探るというか、していくことも大事ではないのかなというふうに思います。ごみ、そして国保含めて3保険事業についてはいわれております。そして、財政シミュレーションの中では、病院運営についても触れられておりますが、当面私どもの方としては浜中町もしかりだと思いますが、ごみの共通した話では話がしやすいのではないかなというふうに存じます。その点について改めてお尋ねしたいというふうに思います。

●議長（稲井議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） お答えを申し上げます。

財政シミュレーションで示されているごみの問題、国民健康保険の問題、老人保健の問題、介護保険の問題、いずれも21年から24年までの間のシミュレーションということであっております。しかしながら、これはあくまでもシミュレーションでありまして、現状のさまざまな状況を考えるとという意味合いもその中には含まれておりますから、ここに可能性があり、あるいは条件を整えばすぐに、直ちにということも現実的には考えられるのではないかなというふうに思っております。そこで、当面考えられる課題としてその事業を取り上げているということでもあります。

もちろんその21年から24年までに実現させるためにも、事の性質とか、その事業によっては長い準備期間が必要なものもあるかもしれません。そういった意味で、できるだけ取りかかれるものはすぐに取りかかっていく、研究調査に取りかかっていく。そういう方向でやっていかなければならないだろうということでございます。

それから、国定公園の昇格の議論が、3町の首長が会う機会をつくってくれるということもございました。あるいは職員同士もその国定公園化の昇格をめぐって集まる機会もふえてまいりました。確かにそのとおりであります。そういった機会を利用してということでもありますので、それは絶好の機会だというふうに思いますので、そういった機会をとらえていろいろなほかの話もしていきたいというふうに思っております。

また、名称を一つ決めるにもという話もありましたが、参考までに申し上げておきますと、国定公園の名称につきましては、平成4年4月に3町広域観光推進協議会の総会で、国定公園のネーミングについて、ここではまだ仮称と言っておりますが、厚岸霧多布昆布森国定公園とするというふうに一応決定というか、確認をされているという状況にあることをつけ加えさせていただきたいと思います。既に一定の協議がそこではあったと、これが今日どうするかという問題はまた再び起きてくるでしょうけれども、一応平成4年にはそういう協議があったということです。

それから、ごみ焼却の問題についてちょっと触れておきますけれども、廃棄物処理施

設整備の国庫補助金が改革をされまして、いわゆる補助金が交付金化されたという状況になっております。その補助金が交付金化される際に、国は循環型社会形成推進交付制度という名前をつけました。

その条件として、例えば人口については5万人以上、あるいは人口だけではなくて「または」というのがついていまして、400平方キロメートル以上の地域というところで広域処理が行われる場合というふうになっておりますとか、もう一つは、その循環型という言葉の中には、例えば、ごみ焼却処理場から出る熱をエネルギーに変えて利用する、あるいはエネルギーを直接利用するということが含まれることが前提になっていると。こういう難しい条件があるわけであって、しかも、補助金ではなくて交付金だということでありまして、実現可能性には相当の時間が、あるいは条件を整えるまでには相当のいろいろな準備が必要ではないかというところで、財政シミュレーションにおいても21年から24年というところに一応位置づけしているという、背景としてあるということをご理解いただきたいというふうに思っております。

●議長（稲井議員） 助役。

●助役（大沼助役） 補足をさせていただきたいと思います。

今ごみの焼却処理場の関係、ご質問者から大変ご心配をいただいておりますけれども、厚岸町の焼却処理場については、どの程度あと耐用するかというのは、少し不安の部分を持っております。近い将来、この焼却処理場というものも何とかしなければならないという状況がくるだろうという予測をしておりますが、今まちづくり推進課長の方から説明がありましたように、補助金が廃止されて交付金化されることによって単純な焼却場というものは、この交付金の対象外というふうにされております。

それから、人口もしくは面積による制約が出てきたというようなこともありまして、今年、これはすぐに当初予算に反映をしておりますが、4町、厚岸、浜中、標茶、弟子屈、ここが担当者が集まりまして、それぞれの町村の焼却処理場がどういうふうになっているかということをもまず調査をしてもらおう、これは専門家による調査です。その後に、それぞれの町村がどうあるべきかというようなことも、これは話し合いをしていく必要があるだろうというふうに考えています。同時に、今まだ厚岸町のごみ焼却処理場だけではなくて最終処分場、それぞれの町村がどのようになっているかというようなこともあわせて調べておかなければならないというふうに考えております。

それから、特別養護老人ホーム等々のご心配をいただきました。これも広域化できないかということでもありますけれども、それらも念頭に置かなければなりませんでしょうけれども、まず、財革の方の考え方では、これらを従前同様町の直営で行うか、それ以外に方法はないのか、例えば、法人あるいは民間の会社等含めて委託の可能性がないかということも研究を進めるということで、表現をさせていただいております。

これは、介護保険の方でいう参酌標準というのがありまして、次の介護保険の計画の中では、ますます厳しくなっていくという状況があります。さらに、全国的な情勢を見ても、例えば、特別養護老人ホームというのは、他府県に比べて北海道は比較的進んでいるという状況があるようでありまして、北海道が施設の増改築等々を要望して

も、なかなか資金が回ってこないというような状況が、一方ではあります。そういうようなこともありますし、さらには、介護保険の方では個室化を進めなさいというようなこともいわれております。これらのことも含めて、それぞれ町村で対応しなければならない部分、あるいは手をつなげられるかどうか、それから、民間法人等に委託ができるかできないかというようなことも、あわせて検討をしていかなければならないと、そのように考えております。

●議長（稲井議員） 8 番。

●音喜多議員 ちょっと私から見れば、今の答弁の中では出し惜しみしているなという感じがしないでもないんですが、こういう場ですから、行政が進める中ではきちっと計画性が立たないと言えない部分もあるのかなと思うんですが、俎上に上げてもいいのではないのかなというふうに思いますが、今お尋ねしますと、当然察しはしていたんですけども、そんなに昨日今日お互いの町になったわけではないですから、従来からの厚岸浜中ぶらぶらとよく言われるようにも、この下かけてはそういう人との往来あるいはそういったことでの広域性というのは重々あるわけですから。

そうした中で、今助役が言われましたごみと介護を中心にしてそれを言われました。そのほかにあるんです。介護保険は既にもうやっている部分があるんですが、その保険というのはなかなか今回出てこないから、もうそれは下火になってしまったのかなという感じがしないでもないんですが、その保険についてはどういう状況にあるのか。

ところについて、あるいはそういった老人対応については、今のような助役のお話されているというそこまで進んでいるということはお聞きしましたが、そのほか今、町が考えていることというのは、そのほかにはないのかな、シミュレーションの中で町立病院の問題、何か家の中にばかり閉じこもっている考え方しかというか、そういうような気がしないでもない。ただ今言われたことは、それはほかの町でも共通してやられていることですから、そういったことでは、人のやっているのを踏襲していけばけがはないのかなという感じがしないでもないんですが、そのほかになにか考えていることは全くないのかなと思いますが、いかがですか。

それから、先ほどまちづくり課長が言われた形で、あくまでもシミュレーションであるからと、ですから、その計画というか、それは早まったり遅くなったり、それは当然あるでしょう。だけれども、こうして示された以上というか、その目標に向かってという私はそう思っているんですが、しかし、それを示した以上はそれに対して執行者である町長が、これは大事なことだと思うのか、あるいは少し時間をかけてくずばらせておいた方がいいと思っているのか、私はその辺の姿勢がもう一度改めて町長の口からお聞きしたいというふうに思います。

それで終わります。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

まず、基本的なことをどのように考えているかということをお話をさせていただいて、ご理解をいただきたいと思います。

といいますのは、今までの広域行政といいますのは、どちらかといいますと、厚岸町であれば、一部事務組合であります消防行政等が主たる広域行政であるという行政の推進もあったやに私は思われます。すなわち、行政需要に幾つかの自治体が共同で処理に当たった方が効率的であるという考えで進められたかと思えます。しかしながら、今日の地方分権時代を迎えて、行政需要も大きな変化を示しております。

また、広域行政のほかに道州制、さらにはまた支庁制度、合併問題、新たな行政課題もあるわけであります。そこで、広域行政がどう変わってきたかといえば、私は今までの広域行政にさらに政策連携を図っていかなければならない。先ほどご質問ありましたとおり、介護保険制度もそうであろうと思っています。いろいろな広域行政に関する問題が新しく惹起しているという私は認識をいたしておるわけであります。

そういうことで、先ほども第1回目の答弁で申し上げましたけれども、近隣町村と広域行政については積極的にお話をして、より効率的な行政運営を図っていかなければならない時代だということを考えておりますので、私といたしましては、昨日の広域行政に関する質問で言いましたけれども、一番危惧することは、広域行政を進めることによってこれが市町村合併に結びつくのではなからうかという近隣町村に、疑いが持たれたら困るのであります。純粋な広域行政、今日の地方分権時代、さらにはまた財政状況を踏まえた中のより効果的な行政運営はどうあるべきかということで、お話を進めるべきであるというふうに考えておりますので、私といたしましては、新しい2期目の町政に向かつての積極姿勢を示していかなければならないということでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 以上で、音喜多議員の一般質問を終わります。

次に、14番、田宮議員の一般質問を行います。

14番、田宮議員。

●田宮議員 第2回定例会に当たりまして、ご通告を申し上げた4項目について質問をいたします。

最初に、若狭町政2期目の出発点に当たって、これからの町政執行に当たり町長の抱負についてお聞かせいただきたいのであります。

第2点目は、教育基本法について憲法とあわせて改正しようとする動きが進んでいるようではありますが、このことについてどのようにお考えか伺いたいのであります。

第3点は、昨年6月に成立した国民保護法、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、長い題目になりますが、そういう国民保護法による必要な条例の制定が市町村に求められているようではありますが、町の対応について伺いをいたします。

最後に、介護保険法の見直しが行われ、10月1日から実施されるようではありますが、現行法と比較してどのようになるのかお答えをいただきたいのであります。

家事援助がなくなり、新しい予防給付の導入が行われると聞いております。また、居

住費や食費、いわゆるホテルコストの施設入所者から全額徴収されることになるようではありますが、それによって利用者の負担がどのようになるのか、お伺いをしたいわけがあります。

次に、特別養護老人ホームの待機者は今度の改正によって解消されるのかどうか、この点についてもお伺いをいたします。

次に、保険料負担者の年齢の引き下げがいわれておりますが、この点についてもどのような見通しか、お聞かせをいただきたいのであります。

最後に、地域包括支援センターの設置が必要になるようではありますが、その具体化についてお伺いをいたします。

以上、一般質問の第1回目の質問といたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 14番、田宮議員のご質問にお答えをいたします。

まず、若狭町政2期目の出発に当たっての町政執行方針についてであります。2期目に臨む基本的な考え方につきましては、本定例会冒頭のあいさつの中で、10の項目にわたり抱負として明らかにしたところであり、これにつけ加えることはございません。

また、選挙公約の内容にかかわる具体的な政策につきましても、昨日、3番、南谷議員の一般質問に対しお答えしたところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

質問の教育基本法については、教育長より答弁があります。

次に、3点目の昨年6月に成立した国民保護法により、必要な条例の制定が求められるようであるが、町の対応についての質問にお答えいたします。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法は、昨年6月18日に公布され、同年9月17日から施行されたところであります。国民保護法は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律、いわゆる事態対処法の第22条の規定に基づき制定されたものであり、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民の生活及び経済に与える影響が最小となるようにするため、避難、救援及び被害の最小化という3つの柱に基づいて、国・都道府県・市町村などの役割を定めているものであります。

この国民保護法に基づいて国は基本指針を定め、都道府県及び市町村は国民の保護に関する計画を作成することとなりますが、国は市町村が策定する国民保護計画の作成に当たり、平成17年度を目途にモデル計画を作成することとしております。

なお、市町村の国民保護計画の作成時期については平成18年度となっています。

また、市町村はこの計画の作成に当たり、広く住民の意見を求め、この計画を円滑に作成し、総合的に推進するため、協議会の設置に関する事項について、条例を設けることになっているほか、武力攻撃事態等が発生した場合に、国からの通知を受けて設置することとなる対策本部に関する事項についても、同様に条例を設けることとなっており、本年度末までにこの2つの条例の制定について提案をする予定であります。

次に、介護保険法の見直しが行われるが、現行法と比較してどのようになるのかとのご質問であります。

ご承知のとおり、介護保険法改正法案は、6月22日に参議院本会議において可決成立したところであり、実施すべき多くの部分については省令事項及び告示事項として後日示される予定にあることから、いまだ詳細不明な点が多々あり、改正事項にかかわる厚岸町における事業の具体化はこれからであります。

1点目の新予防給付の導入についてお尋ねであります。介護保険法の基本理念である自立支援をより徹底しようとの観点から、予防重視型の新たな予防給付事業と地域支援事業を創設し、来年度4月1日から実施することとされております。

新予防給付は、現行の要支援、要介護1に相当する軽度者のうち、新たに要支援1及び要支援2に認定された方にサービスを提供するものです。事業内容は、既存のサービス及び新たなサービスを総合的に組み直して実施する方向で、国において検討されています。また、新たなサービスについては、効果の継承のため市町村モデル事業として筋力向上、栄養改善、口腔ケア、閉じこもり予防及びフットケアのそれぞれの事業が全国で実施されており、その評価を踏まえて本年秋ごろに詳細が明らかになる予定であります。

また、地域支援事業の創設については、要支援、要介護になるおそれのある高齢者を対象とした効果的な介護予防事業を新たに制度に位置づけ、転倒防止トレーニングや栄養指導等のメニューが検討され、その事業内容やサービス提供の上下利用料等が政令で定められる予定にあります。厚岸町としては、その内容が明らかになり次第、事業の具体化を図りたいと考えております。

2点目の居住費、食費の施設入所者からの全額徴収で、利用者負担がどのようになるのかとお尋ねであります。本年10月1日からの実施が予定されているところでありますが、具体的数字については、省令での告示事項となっておりますことから、厚生労働省の試算による通知以外いまだ把握していない状況にあります。特別養護老人ホームでの居室、従来型多床室の場合、月々の利用者負担額は第1段階では影響がなく2万5,000円、新第2段階では、3,000円の減少で3万7,000円、新第3段階では、1万5,000円の増加で5万5,000円、新第4段階以上では、3万1,000円の増加で8万7,000円となることが見込まれています。

低所得者対策として負担上限を設け、補足的給付を行う水準は、居住費については、負担の上限を月額1万円に、食費は4万8,000円に設定するとの情報でしたが、国会審議の過程で、平成16年9月時点での介護事業経営実態結果を集計しているところであるとのことで、より直近のデータを用いたいとの意向が示されています。町としては、新たな情報を得ながら具体的な負担額を検討し、施設と利用者との契約変更の際には、今回の制度見直しの趣旨や内容が十分理解されるよう周知に努めてまいります。

3点目の特養ホーム待機者は解消されるのかについてのお尋ねであります。6月1日現在、管内特別養護老人ホームの入所申込者は77人となっており、その内訳といたしましては、他の介護保険施設に入所中の方が18人、医療機関に入院中の方が8人、その他施設15人となっており、残りの36人については在宅で生活をしております。

今後の介護保険事業におけるサービス料の見込みにおいては、予防給付の効果を見込んだ10年後の高齢者介護の姿を念頭にシミュレーションを行うこととされており、要介護2から5の認定者数に対する介護保険3施設及び介護専用の居住系サービスの利用者

割合を、現行の41%から新しい参酌標準では37%以下とすることを目標とする旨の情報が入っており、新たな施設の建設がこれまで以上に困難になることが予測されております。

今年度に作成する予定の厚岸町高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画で、地域密着型サービスがどこまで展開可能なのか、新しい参酌標準との整合性等慎重に調査検討させていただきながら、結論を得てまいりたいと存じますが、以上の状況から、待機者の解消は非常に難しいものがあります。

4点目の保険料負担年齢の引き下げについてのお尋ねであります。現行制度では40歳以上の方々に保険料を負担いただいておりますが、保険料負担者の範囲の拡大については、改正法律の附則において、社会保障制度全般の一体的な見直しとあわせて検討し、その結果に基づき、平成21年度をめぐりに所要の措置を講ずることとされ、国会審議の中で平成18年度末までに結論を得られるよう、法律の成立もできるだけ速やかに議論を開始し、来年度夏までには中間報告を行うよう努めたいとの方向が示されております。

最後に、5点目の地域包括支援センターの設置が必要になるが、その詳細についてのお尋ねであります。介護保険法第115条の39の規定による地域包括支援センターは、公正中立の立場から地域支援事業を実施することを目的とし、1、地域における総合相談支援、2、介護予防マネジメント、3、包括的継続的マネジメントを担う中核機関として社会福祉士、保健師、また、相談経験のある介護士、主任介護支援専門員の3職種、3名が専任で担当する総合的な相談窓口として創設されるものであります。

現在、設置しております在宅介護支援センターについては、これまで在宅介護及びその他高齢者福祉制度全般の総合相談を行ってまいりましたが、今後も一般的な高齢者福祉に関する総合相談施設として、老人福祉法上の位置づけは残るものであります。しかしながら、これまで維持されてきた運営にかかわる補助制度は、平成17年度で終了するとの情報を得ております。

1点目で申し上げました予防給付事業と地域支援事業を来年度4月1日以降実施する必要から、地域包括支援センターの設置については、直営か、委託か、町単独設置か、近隣町村との共同設置かなど、幅広い選択肢の中から本年度中に結論を得ることとして、今後検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

●議長（稲井議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） おはようございます。

私の方からは、2点目、教育基本法についてお答えいたします。

教育基本法は、昭和22年に日本の教育の理念と基本原則を確立するために制定された法律で、学校教育法や社会教育法などすべての教育法規の根本をなしております。制定から半世紀以上が経過した今日、社会状況が大きく変化する中で、いじめ、不登校、青少年の凶悪犯罪など教育をめぐるさまざまな問題が生じております。こうした状況を踏まえた文部科学大臣の諮問を受け、中央教育審議会では、新しい時代にふさわしい教育基本法のあり方について審議し、平成15年3月に答申をまとめました。

その内容を見ますと、現行教育基本法の個人の尊厳、人格の完成、平和的な国家及び

社会の形成者などの普遍的な理念や原則は大切にしながら、21世紀を切り開く心豊かでたくましい日本人の形成を目指す観点から、教育の理念に公共の精神、郷土や国を愛する心、家庭の教育力の回復、学校、家庭、地域社会の連携協力など、6項目に及ぶ理念や原則を明示しております。この答申の内容につきましては、賛否双方の意見がマスコミ等で取り上げられているところでもあります。

教育委員会といたしましては、教育基本法をめぐる今後の動向に注視しながらも、地方教育行政を預かる立場として、現行教育基本法の理念はもとより、行政執行にかかわる各種法令等を尊重する立場を堅持し、従来同様厚岸町の教育行政執行方針に基づき、学校、家庭、地域が連携し、確かな学力と豊かな心の育成を重視した魅力ある教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 14番。

●田宮議員 1回目のご答弁をいただきました。2回目の質問を申し上げたいというふうに思います。

国民保護法については、先ほどご答弁にありましたように、2つの条例について本年度末までに提案をする予定というふうにお伺いをいたしました。これはそうしますと、次年度の3月の議会に条例として提案をなさるのかどうかということについてお伺いをしたいということでもあります。

次に、介護保険の見直しの問題ですが、10月1日から見直しが実施をされるということでもあります。そういうことで、もう少し具体的にお答えいただきたいのは、最初に申し上げたように、居住費や食費、これが保険の給付から外されて利用者の負担とこういうことに切りかわるわけですが、具体的に幾らになるのか、その数字についてもお答えをいただきたい。

このことが利用者の利用を非常にしにくくなる、利用しづらくなる、そういうことになって、本来利用してもらわなければならない人が利用できない、こういうことにならないのかどうか、その辺についてもう少し具体的にお答えをいただきたい。

それから、特養ホームの待機者の問題ですが、以前に比べると幾らか待機者が減ったのではないかなというふうに思いますが、しかし、相変わらず33名ですか、待機者がおられるわけです。これは町だけでどうにかということにはならない、国の補助の問題もありますから、国が基準を変えてもっと入りやすいようにするという方策がとられないと、町だけでは簡単に「はい、そうです」ということにはならないと思うんですが、この辺について国に強く要望をしていただかないと、せっかく介護保険料を払って本来は利用でき得る施設に入所できないと、こういうことは私は許されないと思うんです。そういうことで、町が国に対しても強く待機者の解消について申し上げるべきではないのかというふうに思うわけでもあります。

それから、保険料の負担年齢の引き下げについては、これは私は若干は介護保険に係る費用の足しになるとは思いますが、今の若い人たちの雇用の状況やあるいは収入の状況などからいきますと、逆に滞納をふやす、そういうふうなことになるのではな

いかと思いますが、その辺いかがでございましょうか。

あと、教育基本法についてでありますけれども、これは1回目で申し上げたように、憲法を改正することとあわせて教育基本法を変えようと、そういう動きがあるわけがあります。憲法の改正というのは9条を変えるということでもありますから、戦争をする国に変えてしまう。それと一体になってこの教育基本法を変えるということは、国の施策について物を言えなくするというふうなことになるのではないかというふうに考えますが、その辺についてお答えをいただきたいのであります。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 私の方からは、国民保護法に関してご答弁申し上げたいと思います。

条例の制定の時期でございますけれども、この条例制定時期につきましては、今年度中つまり来年3月末までに条例の制定を図るという内容のものでございます。これにつきましては、法律に基づきまして、来年度中に市町村の国民保護計画、これの策定をしなければならない。そのためにその市町村のその計画を審議いただく組織、つまり市町村の協議会、これを設けなければならない。こういうようなことから、本年度中にこの条例の制定を図りたいというものでございますので、ご理解いただきたい。

●議長（稲井議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 介護保険の関係でご質問ございました3点につきまして、お答えをさせていただきたいと存じます。

1つ目は、10月1日から実施予定ということになっております居住費、食費の利用者負担の関係でございます。具体的に幾らになっていくのかというようなことでございますけれども、第1回目の答弁でお答え申し上げましたとおり、まだ国の方で具体的な状況等々、きちんと私どもに示されていないというような状況がございます。その中で、これまで国の方でシミュレーションとして出されております内容、その状況でもって今般一般質問の資料としまして、お手元にお示ししてございますけれども、私ども現在これがかまえている段階でございまして、今後、いろいろと7月に国の方で指針が発表されるようでございます。その中でいろいろなことが出てきまして、それに伴って私どもの計算がスタートできるようになるかなというふうに考えております。

お手元の資料でご説明申し上げますけれども、現行の保険料段階、第1段階で見ますと、1割負担1万5,000円、これについては変わらず。食事代につきまして、1万円が1万円ということで、厚労省の試算では横ばいであろうというふうに出ております。

それから、第2段階につきましては、今回この第2段階、1割負担が2万5,000円、それから食事代1万5,000円、合計しまして4万円という数字が試算されておりますけれども、新第2段階では、現在の第2段階が新第2段階、新第3段階の2つに分かれる予定でございます。年金80万円以下が新第2段階になる予定でございますけれども、これでは1割負担が1万5,000円、居住費が1万円、食事代が1万2,000円ということで、ト一

タルで3万7,000円になる予定でございます。これによりますと、現在よりもこの層につきましては、3,000円の負担減になる、こういう状況でございます。

一方、新第3段階でございますが、年金80万円を超えまして266万円以下の層でございますが、これが1割負担で2万5,000円になりまして、居住費が1万円発生してまいります。食事代につきましては2万円に上昇するという事で、合計5万5,000円になる予定でございます、1月1万5,000円の増加が見込まれているところでございます。

第3段階以降につきましては、それぞれ新第4段階、新第5段階、第6段階、第7段階で、負担いただく数字は同じ状況が試算されておりますけれども、第3段階で1割負担が3万円、食事代が2万6,000円で、5万6,000円の負担という状況でございます。これが新第4段階では、1割負担が2万9,000円、居住費が1万円、食事代が4万8,000円と試算されております。合計しますと8万7,000円、差を見てみますと、3万1,000円の増加というようなことが見込まれているところでございます。

厚岸町におきまして、この数字がどのようになるのかということでございますが、ほぼこの水準でいくのかなという予測はしているところでございますけれども、具体的なシミュレーション、これからの段階でございますので、明らかになった時点で機会をとらまえまして、ご報告申し上げるようにしたいというふうに考えているところでございます。

それから、特養ホームの自宅待機者の関係でございます。

第1回目のご答弁で申し上げましたとおり、36名の方が自宅で待機をされている状況でございます。この方々、介護度の状況で見ますと、要介護1から5まで、それぞれすべての介護度に分布をされているわけでございます。しかしながら、現在入居待ちというような状況で、優先的に入居できる条件を見ますと、どうしても介護度の高い方、介護度の5、介護度の4の方、そして、介護する方のいらっしゃる、そういう方々が優先されるというようなことになってございまして、介護度が低い方についてはなかなか順番が回らない、そのような現状でございます。

このような状況は厚岸ばかりではございまして、管内的にも同様の状況がございまして、全国的にも同じような状況が報道されているところでございます。これらにつきまして、やはり国の参酌標準といいますか、そういうものと国の財政事情、この2つが相まって地方の私も厚岸町で行政を展開する中で、なかなか思うように施策を展開できない、そういうような状況にあるわけございまして、1町だけが声を上げるというようなことでは弱いところもございます。管内的にも町村会等々、それから全道で見ますと全道町村会、そういういろいろな団体と連携をとりながら、地方の声を国に届けるというような方向で進めていかなければならないかなというふうに考えているところでございます。

それから、保険料の負担年齢の問題でございます。

現在、40歳以上ご負担いただいているところでございますけれども、これを30歳にするのかあるいは20歳からご負担いただくのか、そこら辺の結論につきましては、来年度いっぱい方向が見えるように考えられますが、この実施ということになりますと、次の第4期介護保険実施期間の中で具体化されるものというふうに考えております。

ご指摘のございました若年層の雇用、収入の状況に照らし合わせてどうなのかという

ようなご心配でございますけれども、介護保険料につきましては、若年層につきましては、それぞれの職場を通じましての社会保険制度、それから、厚岸町内であれば国民健康保険制度の中で計算をし、納めていただくようなシステムになっていくのかなというふうに考えておりますが、ご存じのとおり、収納率につきましては、やはり厳しい状況が見受けられております。それが若年層が加わることによりまして、どういう結果になるのか、かなり厳しいものがあるのかなというふうに心配をしているところでございます。ただ具体的にならない部分もまだまだございますので、そこら辺情報収集しながら、今後において判断をしていくようなことで、対応させていただければというふうに考えているところでございます。

●議長（稲井議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 教育基本法のご質問でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、教育基本法の改正問題につきましては、世論でいろいろと賛否両論交わされているところでございます。国の施策に対して、ものを言いづらくなるようなことはないのかというようなご質問でございますけれども、直接このことについては、申し上げる立場ではないのかなというふうに考えますけれども、ただ55年という歳月がたっているという事実もございます。その中で条文にあるとおり、教育基本法は日本国憲法と非常に密接につながるものではないかというふうに基本的には考えております。

ただどのような金科玉条であれ、議論することがまず一つ民主主義としての原則であろうというふうに考えますし、その中で私ども地方教育行政を預かる身としても、今後の動向を注視してまいりたいとかように考えております。

●議長（稲井議員） それでは、昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時とします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

●議長（稲井議員） 本会議を開会いたします。

午前に引き続き一般質問を続会いたします。

14番、田宮議員の3回目の質問を行います。

14番。

●田宮議員 3回目の質問ですから。

国民保護法については、戦争前提にしてつくられる法律なんです。この保護計画をそれぞれの市町村が立てなければならないということになってきているわけであります。そこで、内容について、条例をおつくりになるわけですから、町民の皆さんによくわかるように、さらには、広く十分な意見も酌み取られて進められるようお願いしたいと

思うんですが、いかがでありますでしょうか。

それから、介護保険のこの8万7,000円の問題でありますけれども、この8万7,000円以下の年金収入しかないという方がおられるのではないのでしょうか。その辺はいかがですか。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から国民保護法について答弁をさせていただきます。

厚岸町の町長として、地方自治や住民生活を守るための先頭に立って行動しなければならないことは当然であります。今ご指摘ございましたとおり、情報の公開等を含めて住民に不安がないように周知をしなければならない、そういうふうに考えておりますので、平成18年度の市町村の国民保護計画の作成時期に当たりまして、町長としても万全を対しながら町民の安全、そしてまた、生命の安全を講じてまいりたいと、そういうふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答えいたします。

低所得者の皆さんへの配慮というようなことになろうかと存じます。この部分につきましては、私どもも注意をしているところでございまして、厚生労働省の方でこの部分に対します一定の施策を考えているようでございます。上限を設けまして、その上限を超える部分については保険給付でもって対応するというような制度も導入されるようございまして、そこら辺の状況を十分私ども把握をいたしまして、10月1日からの負担、そういう形を求める段階では、きちんとそこら辺のこともご説明を申し上げ、できる限り安心していただけるような形にもっていききたいものだというふうに考えているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

●議長（稲井議員） 以上で、田宮議員の一般質問を終わります。

次に、12番、谷口議員の一般質問を行います。

12番、谷口議員。

●谷口議員 本定例会一般質問に当たりまして、通告しておりました3点についてお伺いをいたします。

まず初めに、農業振興についてお伺いいたします。

厚岸町の基幹産業の一つであります農業についてであります。残念ながらこの春にも町内において離農があり、農家の減少に歯どめはかかっておりません。最近の主な離農に至る理由についてどのようなものか、説明をいただきたいと思います。

次に、後継者対策についてであります。現在、後継者対策はどのようになっているのか。新規就農対策については、誘致条例が整備されておりますが、酪農家の子女等が新たに酪農後継者となったとき、あるいは一定の年数をクリアした場合等を考慮した制

度の創設が必要ではないかと考えますが、どのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

2点目は、尾幌川の河川改修についてであります。

2級河川尾幌川の河川改修事業の今年度の事業内容はどのようになっているのか、それとともに、間もなく始まりますサケ・マスなどの遡上時期の工事は、どのように行われるのかお伺いをいたします。

本河川につながっている小河川、排水溝などの接続はどのようになっているのか、魚の遡上、降下ができるような構造になっているか、お伺いをいたします。

3点目は、矢臼別演習場についてであります。

防衛施設庁は、今年度の沖縄県道104号線越え、実弾射撃訓練の分散実施について、矢臼別演習場において9月に実施するという年間スケジュールを発表しておりますが、具体的な内容について地元自治体には連絡が入っているのか、お伺いをいたします。今年度で8回目の砲撃訓練となるわけですが、その際の受け入れ条件がありましたが、これらの進捗状況、地域振興対策について、特にご説明をお願いいたします。

演習場内の砂防ダムの検討委員会は、7回目までの会議が行われておりますが、その内容と今後の見通しはどのようになっているか、お伺いをいたしまして、私の1回目の質問といたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 12番、谷口議員のご質問にお答えをいたします。

まず、農業振興についてのお尋ねのうち、依然として離農が相次いでいるが、その理由はどのようになっているのかであります。町内の家畜市場農家戸数は、この10年間で34戸が経営を中止され、現在は122戸となっております。この理由としましては、後継者不在の経営主が高齢化したことにより、経営を中止された方が大半を占めておりますが、後継者が他産業へ転職されたり、経営主が事故や病気などで経営を中止せざるを得なかったことなどによるものであります。

次に、新規就農対策はあるが、後継者対策について町独自の対策を考えるべきではないかとお尋ねであります。次世代の厚岸町農業と地域を守るためには、農業後継者対策は重要な施策であり、ハードとソフトの諸施策を総合的に実施する必要があるものと考えております。これまでやむを得ず離農が生じた場合、地域の農業者が牛や離農跡地を引き継ぐことで経営規模の拡大を図ることが可能であり、結果として戸数は減少しながらも、生乳生産量は増加していく傾向にありました。

しかしながら、近年、管内的な傾向として、離農が生じても経営規模の拡大と生乳の増産傾向には家族経営の限界があることから、これまでのように地域で就農できなくなっている状況にあります。このような状況から、今後に向けては農協や農業委員会と連携を図りながら、離農跡地の円滑な耕作継承と集団化、草地更新による肥料基盤の整備を図ることが必要です。

さらには、魅力ある酪農業を実現するためには、労働の軽減と低コスト経営を図ることが必要となることから、高性能作業機械によるコントラクター作業体系の充実とともに

に、次代を担う若い後継者が安心とゆとりを持って経営を継承するため、酪農ヘルパーの利用や実習生などの受け入れ態勢を充実させることなどについて、農業協同組合と協調して取り組みたいと考えております。

また、農業委員会で進めている配偶者の確保を展望した農業後継者対策協議会の取り組みに加え、配偶者を含む若い後継者の位置づけを確立するため、家族経営協定の取り組みを図ることにより、本来農家の持つ自主自立の精神と自己責任が、若い後継者に定着することが期待されることから、関係機関等の助言を受けながらとり進めてまいりたいと考えております。

次に、尾幌川の改修について、今年度の事業、工事内容の質問であります。本事業は、北海道の事業として平成4年度より進められております。平成17年度の事業内容は、河川工事分では河道掘削が、道路工事分では道道根室浜中釧路線の橋梁開龍橋の上部工が施工されます。河川工事については既に着手されており、工期は3月31日から9月12日までを予定しており、工事内容は河道掘削6万600立方メートル、植生工としてのり面高水敷の腐植酸種子の吹きつけ2万5,500平方メートルを施工予定であります。掘削は、現況の流水河道である低水路の現状を維持しながら工事を行う方法をとっておりますし、現場での施工を8月中旬までに完了する予定で進めており、河川を遡上、降下する魚類に対する工事の影響は少ないものと考えられます。

道路工事である開龍橋についても既に着手しており、工期は5月19日から平成18年2月末までとなっております。工事内容は橋げた製作と仮設工事であり、河川内の工事にはならないことから、こちらについては魚類に対する影響はないものと考えられます。

次に、本河川につながっている小河川、排水溝などの接続はどのようになっているのかとのお質問ですが、本河川に流入する諸排水は、排水工事による処理を予定しており、現時点で30カ所あり、このうち2カ所について施工済みであり、残りについては平成18年度以降順次着手する予定であります。

支川と本川との接続については落差があり、現在、直壁型落差工が存在しているが、本川を拡幅することにより、既設の落差工が支障になることから、現況のものを取り壊し、現位置よりも数十メートル堤内側に入った地点に、新たな落差工を設けることが必要になります。今までは本川を遡上する魚類が直壁型落差工により、支川に遡上できなかったことなどを考慮し、新たに施工する落差工については、全面魚道型の緩傾斜型落差工とし、魚類が遡上できる構造で設計を行っているとのことであります。

次に、3点目の矢臼別演習場関係についての質問にお答えいたします。

今年度の沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施について、矢臼別演習場において9月に実施するとする年間スケジュールが発表されているが、具体的な内容はとのお尋ねであります。本年2月16日に、防衛施設庁から公表されました矢臼別演習場においては、9月に訓練実施の予定であるという以外には、現在に至るも日米間の調整中であるとのことで、具体的な日程や訓練部隊の規模等につきましては、まだ示されておられません。

次に、受け入れ条件の進捗状況についてですが、矢臼別演習場への米海兵隊砲撃訓練移転受け入れ条件要望事項の進捗状況のうち、防衛庁予算にかかわる事業につきましては、別に配付しております沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施にかかわる受

け入れ条件、進捗状況として一覧表であらわしております。

まず、防衛庁直轄及び委託事業では、牧草地境界さく設置、植栽、酪農被害調査事業などを要望しており、いずれも実施されたか、今も継続して実施されているとの報告を受けております。また、別寒辺牛川などでの砂防ダムの設置については、計画した3基のうち1基が完成した時点で、イトウの生息環境に影響があるのではとの疑義が持ち上がり、現在その対策について矢臼別演習場砂防ダム検討委員会において協議されております。

トライベツ地区が対象エリアとなる砲撃音対策では、住宅防音が対象戸数16のうち平成16年度までに15戸が実施済み、牧さく等整備については、牧さく4.4キロメートルと育成牛一時管理施設9カ所を整備して、平成13年度で完了、移転補償については砲撃音調査により区域外となったため実施しておりません。

次に、特定防衛施設周辺整備調整交付金特別交付分事業につきましては、平成9年度から5年間の当初計画で要望した道路を2カ所、防雪さく1カ所を予定どおり整備を終えたほか、その後グラウンド整備、車両、機械、設備等の購入を順次計画に加え、平成16年度までに35事業に11億2,300万円の交付金が使われております。

また、普通交付分につきましても、米海兵隊砲撃訓練が始まって以降、配分額が大幅にふえ、平成9年から平成16年度までに36事業に9億4,500万円余りが充当され、地方交付税などが大幅に減少する厳しい財政下において、投資的事業を推進するための貴重な財源となっております。

民生安定補助事業についても、トライベツ道路の完成が計画より2年おくれて平成16年度になったものの、農業用機械の導入事業については、事業量及び事業費とも計画を大幅に上回り、今も事業が継続されております。

なお、当初の要望に合ったトライベツ及び若松地区公園整備事業については、地元から事業効果について疑問が出され、協議の結果、実施を断念しております。

最後に、防衛庁予算以外の要望の進捗状況ですが、エコタン計画策定事業、カキ種苗センター建設事業、太田地区就農道整備事業など6事業が事業採択となり、既に完成または整備を終えております。また、大黒島野鳥観察映像整備事業や厚岸水鳥観察館の連携施設として要望した動植物研究室及び研究者臨時宿泊施設の建設については、進展を見ておりません。

次に、演習場内砂防ダムの検討委員会の7回までの内容と今後の見通しはどのようなかとの質問であります。平成15年4月に検討委員会を設置して以来、現在まで7回の委員会が開催され、別寒辺牛川水系の流域の概要、土砂の生産状況、各流域の自然環境調査や現地調査を実施し、委員、アドバイザーの討議を得た中で、別寒辺牛川流域の特性の把握や河川環境調査、新たな土砂流出対策などの検討が行われてきました。

平成16年7月、第5回検討委員会は厚岸町で開催し、中間報告がなされ、これまでの内容については、議事要旨としてまとめられた防衛施設局及び厚岸町のホームページに掲載し、周知しているところであります。

第7回検討委員会では、事務局より別寒辺牛川水系の流域環境保全対策、別寒辺牛川水系にかかわる演習場内河川流域における土砂流出対策、土砂生産対策、トライベツ川ダムの改良方法及びモニタリング計画について説明し、委員、アドバイザーから意見が

出され、おおむねの方向が見出されてまいりました。

今回の検討委員会は、中間調査報告やこれまでの委員会における各委員の意見などを踏まえ、最終報告を取りまとめ、本年7月末もしくは8月上旬に厚岸町で開催の予定であります。町としても検討委員会の最終報告に基づき、札幌防衛施設局とも協議し、矢白別演習場、別寒辺牛川水系土砂流出対策の事業展開を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 12番。

- 谷口議員 ただいま町長からご説明をいただいたんですが、10年間で30戸以上も農家が減っていったという現状をやはりきちんと見ていかなければならないのではないのかなというふうに考えます。

それで、後継者不足の問題もありますけれども、やはり新しく後継者となる人たちが誇りを持って酪農を続けていくという体制を支援していくということも非常に大事ではないのかなというふうに思うんです。それで、質問でも申し上げましたけれども、新規就農者には一定の誘致措置がとられる、そういうことになっているわけです。事業の導入だとかあるいは税金等の免除等、そういうものが新規就農者にはあるんですけれども、酪農後継者にはそういう制度はまだないわけです。そういうあたりで、現在新規就農者にある制度がどのようなものなのか、もう一度説明をしていただきたいし、それにつながる制度の、厚岸町として、あるいはそれをきちんと守っていくという立場での対策を国・道に働きかけていくことも大事ではないのかなというふうに考えるんですけれども、いかがでしょうか。

先ほどの説明で、一定の農地の分散化している農地を集約するだとか、そういうものは方向は説明されましたけれども、やはりそれをもう一つ超える体制が必要ではないのかなというふうに考えているんですけれども、その辺ではどのように考えているのか。町が考えている今まで取り組んできた町あるいは農業団体等と取り組んできた農業後継者対策協議会の取り組みに加えた取り組みを、やはり厚岸町としてきちっと体制をとっていくべきではないのかなというふうに考えますけれども、もう一度説明をお願いしたいというふうに考えます。

次に、尾幌川の河川改修であります、これについては、やはり道の事業でありますから、地元がきちんと一応対応できるようなことになっていかなければならないのではないのかなというふうに考えます。前にもこの問題は質問しておりますけれども、やはり以前の河川改修とは異なる形での河川改修ではないのかなと。ある意味では、釧路川あるいは士別川で行っているような昔の河川に完全に返すというやり方ではないんですけれども、今回のこの事業によって魚の遡上が非常に多数見られるようになってきているという点では、以前の河川から見ると、随分よくなっているのではないのかなというふうに思います。

そういうことから、やはりこの事業についてせっかく行っていくわけですから、より自然に近い河川工事を行っていただきたいなというふうに思うわけであります。地域の

洪水だとか、そういう災害から地域の住民の生命財産を守ることが大事な仕事であるだけに、なおさら地域の産業とも密接にかかわっていく事業にしていきたいというふうに考えます。

それで、今回工事がそういう遡上期間を外れた形で事業を行うということで安心はするんですけども、やはり結果的に事業を進めた中で、事業はしていないかもしれないけれども、すっかり河床が荒らされてしまうというような状況にはなってはまずいのではないのかなというふうに思いますし、それから、小河川というか支川、本川と支川との交わり、ここの落差工の問題もやはり早期に解消していただきたいなというふうに思うんですけども、今回この説明された緩傾斜型の落差工ということで、これは結果的にはここには魚道を設置することなんだと思うんですけども、この魚道について、トライベツのダムの問題でも魚道の問題が随分懸念を示す声がたくさん出ています。ああいう形の魚道が果たして、一定の魚は遡上あるいは降下はできるけれども、そうでない魚が往来ができるようになるのかどうなのか、この辺はやはりきちんと考えてほしいし、それから、できるのであれば相当魚道が傾斜の緩いものでつくられていくのが本来の姿ではないのかなと。コイの滝上りだけが遡上ではないと思いますので、その辺を考えていただきたいというふうに思うんですが、その辺についてもう一度説明をお願いいたします。

矢臼別の関係ですけれども、実弾砲撃訓練が9月に実施をされるということで、来月は東富士演習場で具体的な内容も発表されているようでありますけれども、矢臼別の演習場での砲撃訓練は、言ってみれば国内の演習場5カ所を順番に順送りしながら毎年4カ所実施するというようになっておりますから、今年度続けて4年目になりますから、当然来年度は矢臼別の砲撃訓練はないのではないのかなというふうに考えているんですけども、部隊規模だとかそういうものが今のところまだ連絡がないというふうに思う説明でありますけれども、結果的に9月に行われる砲撃訓練はだんだん訓練を、回を重ねるごとになれみたいなものも出てきてしまっていて、事件事故が今まで大きなものがなかったということで、監視体制だとか、そういうものにやはり緩みが出たり、あるいは地域の人たちに対する安全の面での十分な対策を滞りなくとっていくということも、怠ってはならないのではないのかなというふうに考えますけれども、これらについては厚岸町はどういうふうに本年度は行おうとしているのかお尋ねをしたい。

それと、やはり一番の問題は、来ないのが一番いいんですけども、申し入れを北海道を初め関係自治体が強く申し入れをしている夜間の砲撃訓練が、依然として今までは続けられている。今年度はやはり強く申し入れをして中止をするようなことにもっていただきたいというのが、農家の願いではないのかなというふうに考えますけれども、これについてはどういうふうに考えているか、もう一度お伺いをいたします。

受け入れ条件の進捗状況については、わかりました。

それで、演習場内の砂防ダムの検討委員会の内容でありますけれども、今まで7回の検討委員会が開かれて、トライベツダムなんかの方向性も、ある程度これで出されたのではないのかなというふうに考えますけれども、7月の末に道と、今の説明では厚岸町で行うということなんですけれども、これが最後に大体なるのではないのかなということなんですけれども、これが出ると早速そうすると、それに向かった対策を行っていく

ということになると思うんですけれども、この7回目の検討委員会の内容からすると、土砂の生産源対策というものが言われておりますけれども、これらについてはやはりこれはどういう形で今度はそうするとその対策をとるようにするのか、また、防衛施設庁が勝手に物事を考えて、急に見るも物すごいものが突如どこかの山の中にあらわれてくるというようなことになっては困ると思うんです。

そういうことで、地域の産業であります厚岸町の漁業あるいは地域の自然環境をきちんと守っていくということに関して、やはり何かの対応する機関、委員会等が設置が必要になってくるのではないのかなというふうに思うんですけれども、住民だとか、専門家だとか、それから、それぞれの産業団体だとか、そういう人たちがこういう事業をやっても何をやっているんだということがわかるようなもの、あるいは住民要望はどこにあるんだというものをきちんと捕まえることができるような、そういう機関が設置されないでやってあげましたよというだけではだめではないのかなと思いますけれども、これらについて今後どのように考えておられるか、お伺いをいたします。

トライベツダムについては、大体この会議の内容からすると、方向性が出ているのではないのかな、それが全面撤去になるのか、スリット化だけで終わるのか、その辺はちょっとわかりませんけれども、ただその後スリット化した場合には、一定の検証が必要だということまでここではなっていますから、それを見守っていくほかないのかなというふうに考えますけれども、先ほど申し上げましたように、土砂の対策、これに対して本当にどういうことが必要なのか、どういう対応をしていかなければならないのか、もう一度説明をお願いしたいというふうに思います。

●議長（稲井議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 私の方からは、新規就農者の対策についての誘致条例の説明と、それから、後継者対策協議会の対策プラスアルファの対応が町であるかという2点についてお答えをいたしたいと思います。

最初に、新規就農者の誘致条例の関係でありますけれども、新規就農者が厚岸町に転入後就農されるという場合につきましては、新規就農者誘致条例で、まず準備金として本人プラス配偶者、それから扶養者、それぞれ本人には50万円、それから、配偶者、扶養者については10万円ずつ加算される形で支給される。これは1回の支給であります。それから、固定資産税については、一度北海道農業開発公社が買い上げますので、それで5年後にまた本人に売り渡す、それから、翌年から固定資産税が生じます。それで、固定資産税が生じた場合、3年間これを免除するというふうに条例ではなっています。

それから、今度流通事業の関係でありますけれども、今度5年間は北海道農業開発公社が施設、土地、その他を一度取得しますので、それらの賃貸料がかかります。その賃貸料につきまして、5年間それぞれ町でその分を負担していくと、そういう内容です。土地、施設、それから設備、機械、それから牛に至るまでこれについて町は2分の1を負担をしますという内容であります。

それと、あと利子補給として安定化対策と円滑化事業、それぞれ利子補給が若干でありますけれども加わりまして、平成14年に入植された方で平成17年度につきましては、

これら合わせて321万円を町の方では予算化をしてございます。

それから、2つ目に後継者対策協議会プラスアルファとして町の対策ということでありますけれども、以前にリフレッシュ資金ということで、後継者が前の経営主から経営を引き継いだ段階で、その前の経営主が負債を持っていた、その負債の軽減のためにこういった利子補給を目的としたリフレッシュ資金、現在は次世代農業者支援融資に対します利子補給という形で、厚岸町としましても、平成30年までの利子補給対策を行っているという内容でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 私の方から尾幌川と矢臼別の砂防ダム関係についてお答え申し上げます。

特に、2級河川尾幌川については、平成4年から全体計画でいくと一応平成25年までの計画、鉄道橋までの7.1キロ、特に本川での落差工というか、それも解消されたのがまだ1基でございます。あと残り5基のうち4基がまだ残っている状況の中では、今後のそれから距離数からいっても、施工性からいっても、今年度についてはゼロ国債という形の中で早期に事業実施されて河川をそれほどいじめることなく、もともとの河道、水の流れるところは通さないと言いながらもやはりそういう汚れとか、今後における魚の遡上に対しても今年度については問題ないにしても、今後含めて十分その関係、毎年漁業者、漁協とも河川改修協議がありますので、その辺で十分時期的なことも詰めながら進めていく、こちらの方もそういうふうをお願いをしていかなければならないと考えております。

それから、今申しておられた支川、それから排水溝関係ですけれども、あとこれからの箇所には支川2カ所がございます。それについても1回目で答弁したように、現在あるのは直壁工、直立に立ったような形で飛び上がらなければいけないという形の中では、今魚が遡上しやすい状況ということにはならないという形の中では、緩傾斜落差工という形で、これは斜めにそれほど高くない、その河床がすんなり上がっていくような方の整備を考えています。その支川2カ所については、そういう緩傾斜型の落差工で、それ以外の排水溝等については、排水工事として管とかなんかでやっていくんですけれども、いずれにしても、支川と本川のつながりについては河床をある程度一致するような形で、ある程度斜めに上っていくような形でもっていくような施工で、今考えているということでございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

次が、矢臼別ダムの関係でございますけれども、質問者言われたとおり、今回8回目を一応最終としたその報告に基づいて、それぞれ防衛施設局と協議しながら対策を講じていくということになるかと思えます。そういう中において、基本的にはダムそのものもいろいろ議論はございましたけれども、今はスリットで河床を変えないで上れる状況に切りかえよう、しかし、最終的には撤去論も含めて議論がございましたけれども、基本的にはまだ想定される大きな雨ということがない状況の中では、やはりダムの機能を残しながら、そしてまずスリット化して、魚の遡上環境をつくっていかう、その後、モニタリング調査を何年も経過した上で、本当に不必要なものであれば撤去という議論

も出てくるかもしれませんが、まずは今そういう心配を想定される形の中では、一応スリットを切って対応していこうという方向性が見えてきた。ただこれらについても、最終報告の中でまた議論がございますので、その辺も検証されていかなければならないと思います。

それから、新たな発生源対策という形の中では、質問者言われるような防衛施設がでっかいものということではなく、基本的には本川、川に流れてくる前の状態、ちょっとのり面が崩れているとか、崩壊しているとか、そういうことが想定されるというところに、谷止め工であるとか、落差工であるとか、それから植栽をするとか、そういう手法の中で環境に配慮していこうという形で、決して大きなものをつくるということではなく、現況に応じた中で、それらの対策を組み合わせながらやっていこうという考え方のものがございます。それらについては、さらなる調査が必要という形で、今調査してございます。それらの結果を踏まえた最終委員会になろうかと思いますし、その最終委員会が終わったとしても、当然今後もうモニタリング調査という形で継続していこう、スリット化したことによって水の流れ、それから水質がどう変わったかという変化も、やったからいいではなく、今後含めてそういうものをモニタリング調査をしていくべきだ、それらの結果については、やはりある時期検証する必要も出てくるだろう、その中にはどういう形で先生方と対策するかというのは、ちょっと課題になっていますけれども、いずれにしても、つくったから終わるではなく、今後を含めてそういう調査をしながら検証して、対策を講じていくという考え方でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 矢臼別演習場におきます米海兵隊の訓練の関係について、お答え申し上げたいと思います。

ご質問にありましたとおり、訓練につきましては、矢臼別での米海兵隊の訓練は、平成9年から実施がされてきております。おっしゃられるとおり、平成9年からの実施で、4年間の連続した実施の後、平成13年度にお休みと、訓練がない、それからまた来ているわけございまして、17年度は14年、15年、16年、17年の4年目に当たるということでございます。

しかし、本年度の訓練の詳細の日程あるいは部隊の規模、まだ明らかにされておられません。先ほど町長が答弁したとおりでございます。そのような中で、来年度どうなるのかという部分については、これはまだ全く明らかにされてございません。しかしながら、ご案内のように、矢臼別演習場関係機関連絡会議、これは北海道と演習場周辺4町で構成する連絡会議でございますけれども、この組織におきまして、この米海兵隊の訓練に当たりましての要請活動、こういった部分について行ってきております。この要請項目の中に特定の演習場に集中しないで、5カ所の持ち回り計画に基づいて分散・実施をしてくださいというような要望を行ってきてございます。こうした地元の声、こういったものに配慮した調整が行われるというふうに思っておりますし、この内容についての要請については、今後も続けてまいるといような考えでございます。

それから、2つ目の関係でございます。事件事故がなくこれまで推移をしてきている、おっしゃるとおりでございます。そういった中で、今後においてもやはりこの米海兵隊の訓練に伴います事件事故、あつてはならないことございまして、やはりこの安全管理という部分の徹底という部分については、地元の声として十分に伝えていかなければならないというふうに思っておりますし、この今申し上げました連絡会議の中でもやはり規律の維持に万全の体制をしてくださいという項目、これも大事な項目として入れておりまして、知事を初め一緒に申し入れを行っておりますし、さらに、この部隊訓練の実施の際に、訓練部隊の司令官が地元厚岸町の方に表敬訪問という形の中で、町長に会見を求めてきてございます。その際におきましても、町長の方からは、この安全管理、事故防止という部分についての申し入れ、強い形での申し入れを行っているという状況でございまして、これらを継続してまいりたいというふうに考えているところでございます。

3つ目の夜間射撃訓練でございます。これにつきましても、連絡会議、この中でこれまでも中止という項目の中を入れまして、申し入れを行ってきてございます。ただこれに対しましては、部隊の連動維持及び即応体制の保持に欠かせない重要な訓練の一つであるのでというようなことから、自衛隊が行っている夜間訓練、こういった措置と同じような中身、その範囲の中で必要最小限の訓練をやらせていただきたいということで、今日に至っているわけでございます。

ただこの夜間の射撃訓練の実施、これについての自粛という形でございますけれども、これの申し入れにつきましても、今年度は現在8月の上旬に先ほど言いました知事、それから周辺4町の首長によります要請行動、8月の上旬でございまして、このころに行われるであろうということで現在調整中でございますけれども、こういった中で、これらについてもやはり継続して要請項目として上げていくというようなことで、現在町政を進めている状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 12番。

●谷口議員 農業後継者の対策についてですが、やはり小規模な農家あるいは負債等のある農家がきちんと後継者を育てていくのには、非常に大変な状況にある。そういうことも含めた対策を関係機関、町が一体となって対策をつくり上げていく必要があるのではないのかなというふうに考えるんですけれども、その辺では今後どう進めていこうとしているか、もう一度伺いをいたします。

それから、尾幌川の問題ですけれども、今年度は言ってみれば大規模な河川を通す工事は余りないというのが実態かなというふうに思うんですけれども、やはり川が下の方からだんだんよくなってきていますから、逆に今度は途中まで急に川が環境がまた変わっているということになると、やはりここにすむ魚あるいは上下する魚にとって影響が大きいのではないのかなというふうに考えるんです。そうであれば、それに対応したものでなければならぬというふうに思います。

それで、私たしか去年の9月議会でもこのことをお伺いしたいと思うんですけれども、かなりの遡上が去年あたりは見られているし、産卵もあるみたいなんです。そうすると、

この河川が厚岸町の漁業にとっても大きな影響のあるものではないのかなと。今後これをどう結果的には利用していくのか、今まではあの落差工があることによって魚が遡上できないでいたんですけれども、今度は大きいのが1つなくなっただけで、相当上流まで魚が上ることができるようになっていくというふうに聞いています。上尾幌あたりまでもう行っているんだという話も聞いています。そうすると、やはりあの川を生かしたものがいいのではないのかなというふうに思うんです。

それで、この河川改修とあわせながら、産業課の課長の方にも質問したいんですけれども、やはり調査していく必要があるのではないのかなというふうに思うんです。あの川にどのくらいの魚が、何の魚が、どのように遡上したり、あるいは産卵したりしているのか、そういう厚岸にどんなメリットがあるのか、その辺も調査していく、ただ一般的な排水事業としてだけ考えるのではなくて、やはりそういう地域の産業にも大きな影響のある川だということを含めた調査等も、今後必要になってくるのではないのかなというふうに考えますけれども、その辺の考えがあるかどうかもお尋ねをしたいというふうに考えます。

それで、ぜひこの河川については、言ってみれば別寒辺牛川とは前は一緒の川が分水によって結果的には別河川になっているわけですね。そうすると、それぞれの川が果たす役割をきちんとつかまえながら、ぜひ事業をきちんと進めていっていただきたいなというふうに思うんですけれども、もう一度お願いいたします。

矢臼別の演習場の問題ですけれども、海兵隊の砲撃訓練について4回、4回で8回やった。それで今まで8回やったんですけれども、結果的に来年はどうか、今のところわからないというような話ですけれども、やはり約束はきちんと守っていただかないと困ると思うんです、逆に。今までの例からすると、大隊規模で来たり、中隊規模で来たりいろいろしているわけですけれども、去年は中隊だから、中隊足らず中隊でもう一年延ばしてもいいわなんていうような考えでは困るなというふうに思うんです。それから、6門だったり、8門だったり、10門だったり、12門だったり、その砲数がいろいろ変わっているんですけれども、そのときそのときの状況に合わせた考えがあって、ああいう規模での訓練が行われているんだと思いますけれども。

今日朝のNHKで、皆さんもう出勤された後だったと思いますけれども、沖縄の問題がテレビで取り上げられておりました。基地と沖縄というような内容で、私ちょっとのんびりと見ていることができませんでしたけれども、端々ちょっと見ていたんですけれども、やはり沖縄には基地が集中していて、戦後の問題からずっとやっていましたけれども、それが今になってもいろいろな問題が依然としてあるわけです。ですから、沖縄にあるアメリカ軍の基地の問題がさまざまな角度から検証されておりました。あるいはアメリカ軍の果たしているそういういろいろな問題も検証していたようであります。

それで、今まで8回の訓練で幸いにも大きな事故事件、そういうものがここでは起きませんでしたけれども、もしこれがやはり、言ってみればアメリカ軍と日本の間というのはまだまだ治外法権の部分がたくさんあるわけです。そういう部分を乗り越えることができないがゆえの事件事故が、今まで基地のあるところには繰り返されてきているわけです。ですから、そういうことに対してやはりこちらがきちんと対応していかなければ、いつあのような事件事故が起こらないという保証はないわけです。ですから、その

辺についてやはりきちんとした対応をとっていただきたいというふうに考えます。

それから、砂防ダムの問題については、わかりましたので、以上で終わります。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からは海兵隊における矢臼別演習場の関係について答弁をさせていただきます。

心配されておりますご指摘がありました問題については、8月に予定をされております矢臼別演習場関係機関連絡会議を通じまして、誠意ある国の対応を求めてまいりたい、かように考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 私の方からは小規模あるいは負債のある農家に対しまして、スムーズな経営対策を進めるべきということのご意見でありますけれども、農業後継者対策に絡めまして、農業委員会、さらには農協、それと普及センター、町、それぞれ役割がございます。例えば、農協さんにつきましては、各農家の事業計画の調整、普及センターにおきましては、普及計画におきます調整がございます。また、農業委員会につきましても、家族経営協定での調整、これらが考えられます。それで、これら4者が連携をいたしまして、今後とも進めてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 尾幌川の改修関係でございますけれども、やはり大きな落差工が解消されただけで大分上流へ上る、しかし、まだ邪魔なものがあと4つ残っているという形の中では、やはり早期な改修が一番望ましいわけでございます。

それと、もう一点、産業振興課長の方にも質問という形でございましたけれども、当然今回の2級河川尾幌川の改修計画に当たっては、そこに上る魚の種類とか、そういうものの調査は事業実施前にすべて行っています。それらについては、もちろん漁業協同組合、それと厚岸だけではなく、昆布森の漁業協同組合とも協議し、そして、川、それから海に対する、漁業に対する影響調査等も含めて全部調査の上、今回の事業実施になってきております。

その中で考えられるのは、やはり自然産卵を誘発することが産業の振興にもつながってくるだろうという形の中で、早期な落差工の解消ということを強く望んでいったわけでございます、しかし、今の厳しい道財政状況下の中では、だんだん事業が伸びることなく、今のところ横ばい状況ですけれども、そういう状況でございますので、今後やはり開発要望を含めてさらに早期整備に向けて努力していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 以上で、谷口議員の一般質問を終わります。

次に、16番、竹田議員の一般質問を行います。

16番、竹田議員。

●竹田議員 第2回定例会、さきに提出しておきました質問通告書に従って質問させていただきます。

1番、子ども110番についてであります。子供たちが安心して通学や遊ぶことができる厚岸町の町づくり、町の取り組みについてであります。駆け込み児童の特定の場所はそれで十分であるのか。また、駆け込みされた後の対応についてのマニュアルづくりはきちっとされているのか。駆け込みやすい目印やシールや看板の設置などについてはどのようになっているのか。また、全戸・PTA・警察・学校・教育委員会・数々の団体の対応マニュアルは町として整っているのか。また、その各団体の連携についてはどうなっているのか。町で起きた事件の実例について、また、解決した実例はあるのかどうか。

2番、少年相談110番についてであります。

電話や直接話せるような相談員についての体制はできているのか。相談員の人数は十分であるのか。どのような資格を持った者が対応しているのか。相談しやすい子供たちの周知連絡はどうなっているのか。いつでも受け付けてくれる体制なのか。今までの例で解決した事柄や本人が納得した事柄、事故を回避したなどの例についてはどうであるのか。相談専門カウンセラー以外に、子供の話を上手に聞いてあげられるような相談員がいるのかどうか、このことについてお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

●議長（稲井議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 16番、竹田議員のご質問にお答えいたします。

まず第1点目、子ども110番についてでございますが、厚岸町の防犯行政は、町長を会長とする厚岸町防犯協会の事業展開によります。防犯協会の組織機構は、地域自治会、産業団体、理容院店組合、地域安全活動推進委員、女性団体、少年補導員であります。連携する団体等があり、厚岸警察署、交通安全協会、小・中・高児童・生徒指導連絡協議会との連携を図っているところであります。

事業内容は、情報提供を中心とした広報活動のほか地域安全活動として小・中・高校を対象にした防犯教室や防犯訓練、小学校新入児童への防犯ブザー配布が主もので、子ども110番ネットワークの活動との連携は、専ら警察の地域生活安全部門で展開されております。町づくりとしての地域安全活動は、自治体、警察、学校、地域住民それぞれが課題別に連携して地域全体の活動として、自分の地域の安全を自分たちの手で守ることが基本になってきます。その機運の高まりによる自主的防犯組織の発生が地域安全活動の大きな力になるわけで、組織活動支援とネットワークの整備拡大が今後の町づくりの柱であると考えております。

平成13年6月に発生した大阪府池田市の池田小学校児童殺傷事件など、近年になり不

審者による子供の被害や登下校中の被害が続発しており、このような事件事故から子供を守るための取り組みとして、子ども110番の家を設置し、緊急時における避難場所を確保するとともに、住民監視の目をアピールし、犯罪防止につなげたいと取り組んでおります。

厚岸町におきましては、警察、学校、教育委員会と理容組合、郵便局、コンビニエンスストアとの連携で個別のネットワークを持ち、子供たちが不審者から声をかけられたり、追いかけられたりしたときの駆け込み場所としての連携と対応を行っていただいております。これらの設置場所ではありますが、理容子ども女性110番が理容店13カ所、郵便局子ども110番が各郵便局8カ所、北海道コンビニエンスストア等防犯連絡協議会防犯ステーションあなたを守る110番の店、コンビニエンスストア5カ所の計26カ所となっております。

しかし、一部住宅密集地においては、空白区域となっておりますが、子ども110番は絶えず人がおり、施錠開放が前提となることから設置は難しく、課題として受けとめているところであります。

次に、駆け込みされた後の対応についてであります。各ネットワークごとにマニュアル化しており、1、警察署への110番通報、2、警察官が到着するまでの間の被害者の安全確保に努めることとなっております。

次に、目印、シールや看板の設置であります。前段の各ネットワークごとに決められた子ども110番の店表示板やステッカーを掲出しております。

次に、関係機関の対応マニュアル及び連携についてのお尋ねであります。それぞれの部署において協議決定がなされ、緊急時の対応がスムーズに行われるものと考えております。各機関との連携であります。子供たちへの声かけ事案があった場合は、その不審者情報を当該学校からすべて教育委員会に連絡し、この情報を教育委員会指導室、管理課及び育成センターが共有するとともに、教育委員会から町内の各小・中・高校及び警察署等に通知するシステムとなっております。

また、状況に応じて各学校において通学路、要所の見守りや集団下校などの措置をとることとしております。また、各機関との連携については、年度当初において校長会議及び小・中・高児童・生徒指導連絡協議会において、協議確認を行っているところです。

次に、町内で起きた事件の事案と解決した事例であります。昨年16年度では、不審者情報が4件、17年度現在までで2件ございますが、声かけ事案と車で後をつけられた事案などで、いずれも被害はありませんでした。

以上、ご答弁申し上げましたが、残念ではあります。子供たちをねらった犯罪が頻発している現状から、子供たちを事件や事故から守る活動は地域の方々と学校、関係機関がこれまで以上に連携を深めて実施していかなければならないと考えております。

次に、少年相談110番についてでございます。ご質問の少年相談110番については、北海道警察が設置しておりますフリーダイヤルによる電話相談と理解しておりますが、児童・生徒の相談窓口に関する厚岸町としての体制についてお答えさせていただきます。

1つ目の相談員の人数は十分かについては、現在厚岸町では教育相談の形で児童・生徒・保護者を対象に、指導室長と青少年育成センター所長、同所員の3名で相談に当たっており、現状では十分な人数と考えております。

なお、他の機関における相談窓口としては、道警の少年相談110番や道立教育研究所の子ども専用フリーダイヤルなど6つの窓口が開設されております。

次に、どのような資格を持った者が対応しているのかについては、町においては相談を中心的に受けている指導室長は教員ですが、各種のカウンセリング研修会に参加するなどして知識の向上に努めており、実際に児童・生徒の相談指導に携わるとともに、保護者との対応も多数経験しております。また、民生委員やケースワーカー、その他関係機関とも連携して指導に当たる場合もありますし、青少年育成センター所員も、指導室長と同様に教員経験者であり、多様な経験を有しております。

次に、相談しやすい子供たちへの周知連絡はについてですが、教育相談につきましては、管内の教育委員会や青少年育成センターの相談窓口など、管内の相談窓口を記載したチラシを全児童・生徒の家庭に配布しておりますし、子ども専用フリーダイヤルの連絡先を明記したカードを小学校4年生の児童を対象に毎年配布するなど、周知に努めております。

次に、いつまで受け付けてくれる体制なのかについては、町の相談窓口は9時から17時までとなっておりますが、担当者が在庁している限り受け付けております。

また、先ほど申し上げました町以外の相談窓口におきましては、いろいろな時間帯がありますが、おおむね9時から始まり、16時から21時までの相談時間帯となっております。

次に、今までの例で解決した、本人が納得した、事故を回避したなどの例はとのことですが、町の相談窓口に寄せられた案件のほとんどが保護者からの教育相談であり、まずは聞くこと、そして、相談者の悩みについて今後の方向性を示す指導助言を与えており、おおむね解決、納得しているものと考えております。

次に、相談専門カウンセラー以外に、まず聞いてあげるような聞き上手の人も相談員にいいのかとのことについては、相談そのものの対応の原則として、まず聞くことを中心としておりますことをご理解いただきたいと思います。

また、これまでは主に電話による相談を中心にお答えしてまいりましたが、面談を含めた相談となりますと、まずさきに申し上げます教育委員会における教育相談窓口において、指導室長を中心に相談を受けております。さらに、厚岸町では、中学校において道の委託事業としてのスクールカウンセラーを、そして、昨年度からは単独事業となりました心の教室相談員制度を展開いたしております。

スクールカウンセラーは、NPO日本教育カウンセラー協会の認定資格であります上級教育カウンセラーの有資格者であり、臨床心理に高度な専門的知識、経験を有する専門員による教育相談であります。心の教室相談員については、生徒の悩み、不安等を気楽に話せ、ストレスを和らげる相談相手として配置いたしております。

以上、厚岸町における児童・生徒及び保護者を対象とした相談体制についての答弁いたします。

●議長（稲井議員） 16番。

●竹田議員 まず、お答えしていただいた中で、一部住民の密集地において空白地域とな

っておるという、この部分についての施錠開放が前提となることから設置は難しいと、そういう答弁でしたが、これらについては、今後どのような考えで解決していくとお思いでしょうか。

それから、被害者の安全確保に努めることになっているとありますが、これについても、マニュアル化された部分というのは、町独自で考えてきたのか、それとも何か道の指示に基づいてのマニュアルを参考にして、プラスアルファ町としてそれを町独自のものに仕上げていっているのか、その内容についてお聞きしたいと思います。

それから、状況に応じて各学校において通学路、要所の見回り、集団下校の処置をとることとしておりますということについて、これらの時期的な部分、それから回数、人数等についての応じている部分の内容についてお聞きしたいと思います。

それから、関係機関が連携を深めて実施していなければならないということについても、この部分だけではわかり得るので、この辺詳しくどのような形で実施していかなければならないのか、考えているのであればその内容についてお聞きしたいと思います。

それから、どのような資格を持った者が対応しているのかということについての答弁なんですが、相談を中心に受けているということですが、この人自体の評判はどうか、その辺をお聞きしたいと思います。答えればいいというものでもないし、ただ聞いていればいいというものでもないと思います。

それから、フリーダイヤルの連絡先を明記したカードを小学校4年の児童を対象にということなんですが、これは小学4年生のみなのか、また、それであればなぜ小学4年生だけなのか、その辺の理由をお聞きしたいと思います。

それから、心の教室相談員の制度を展開しているということなんですが、どの程度の形でやっているのか、この辺もお聞きしたいと思います。

また、さらに教育長自身、子供の方、また大人の方で、この子ども110番についてどのくらい周知ができて、どのくらい親と子供たちが、子ども110番がある、どこに連絡して、どこに聞いたらすぐわかるんだ、相談ができるんだということがどの程度周知されて、どの程度理解されているんだろうと思う児童・生徒に対してのパーセンテージくらいの程度でいいですから、その辺をこのくらいは周知して、覚えていただけるものだと思いますという形でお答えしていただければいいと思います。

それから、このことについては、道警もそうなんですが、いろいろな形で他町村との連携を深くとっていった方がいいということをよく言っています。というのは、他町村から、厚岸町においては僻地ということもありまして、遊びとか、厚岸町に来る場合もあります。また、こっち側から他町村に出かける場合もあります。そういった部分について、連絡される子ども110番の行ける特定された場所というのがなかなかわからない。そういうことで、マークの統一性を地域ごとに統一してはどうかというそういう呼びかけも警察の方からなされています。また、そのマークの統一性、それから数、その部分について、まずマークの統一性についてはどう考えておられるのか、それから、マークを作成したいが、他町村についてなかなか予算がないという話がされているということについても、マークを作成するのに本当に町としては予算づけができるのかできないのかという部分について。

それから、駆け込み場所についての看板、チラシ等がここに答弁の中にもありました。

地域自治会、産業団体、飲料店組合、地域安全活動推進委員、女性団体、各等の団体が書かれて答弁していただきましたが、これらの団体がたくさんあるんですけれども、まずこの程度で十分なのか、十分であるのであればあると、十分でないのであればどこにあとお願ひしたらいいのかという詳しい話をお聞きしたいと思います。

それから、ここの挙げられた答弁書の中の団体以外に願ひする団体がもう少しあるのかどうなのか。それで、この答弁の中に独自のボランティア活動というのが出されておりませんけれども、町においては、そういう防犯対策についてのボランティア活動をしている団体があるのかどうなのか、それもお聞きしたいと思います。

それから、アピールの方法として子供たちが理容院店組合とか、ここで言う理容店とかに駆け込む以外に、今言われたその部分については建物だけなんですけれども、防犯対策については、いろいろな車にステッカーを張って走るとかという部分が、商業的な部分がなされています。よく車にステッカーを張って、子ども110番というステッカーを張ると、子供がそういう事件に巻き込まれたりするときに、車に向かって走っていくから、車につけるのは危ないというふうには言われているんですけれども、ただアピールの仕方としては、車に磁石等で簡単にはがしたり、とったりできるものがあるんですけれども、そういったものについての考え方は、まず、あるのかないのか。

以上について、2回目の質問をさせていただきます。

●議長（稲井議員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（柿崎課長） 1点目の子ども110番についてお答え申し上げたいと思います。

1点目の今後どのような解決をしていくのかということと、それから、一部住宅密集地において空白になっている、今後の取り組みの考え方でございますけれども、今回子ども110番を設置している部分につきましては、理容店あるいは郵便局、コンビニエンスストアということで、市街地ということにならざるを得ないということでございまして、やはり一般住宅が立て込んでところについては、そういったところがございませんので、今のところ空白になっているということです。

私どももこうした110番を考えるに当たりましては、子供たちがいつでも登下校時に、不審者から声をかけられた場合に、駆け込みできる場所としましては、やはりいつでもそこに人がいなければならない、あるいは玄関もあいていなければならないということで、そういったことが前提でございますので、住宅密集地の一部においては、なかなかこういった場所を求めることができないということで、課題としてとらえているということで、教育長の方から答弁を申し上げたところでございます。

私どもとしましては、実は学校の現場におきましては、子供たちには先生の方から、不審者から声をかけられたり、何かあった場合については、大きな声を上げて近くの家や商店など、人のいるところに駆け込みなさいとこういった指導をしているわけでございまして、もちろん理容110番あるいは郵便局さん、そういったところにも教えてございますけれども、とにかく何かあった場合については、近くの家や商店などに駆け込みなさいと指導しているわけでございますので、その点については、今現在も求められませんが、

そうしたことで指導しているところでございます。今後におきましては、どうしても地域に不審者が頻発したり、どうしても安全対策上必要と、そういった箇所につきまして、やはり警察あるいは学校、地域と十分協議の上、110番の設置なり、そういったことを考えていきたいとこのように考えてございます。

それから、独自のマニュアルかという質問でございますけれども、実は子ども110番につきましては、これは全国的にもうパターン化されてございまして、教育委員会、警察、学校と、それから商店あるいは郵便局との関係でございます。こうしたマニュアルにつきましては、私どもの方につきましても、こうしたパターンを参考にある程度きめ細かく対応しているところでございます。学校におきましても、防犯協会主催の防犯教室を開催して、こうした子ども110番の駆け込み、あるいは通報等の訓練を行ってございますので、そういった訓練を通して、問題があれば随時そのマニュアルを直していきたいというふうに考えてございます。

それから、学校の先生における通学路の要所の見回りのご質問でございますけれども、この要所の見回りにつきましては、今不審者情報が16年度で4件、今年度に入りまして2件ほどございますけれども、そういった情報が入りましたら、直ちに教育委員会の方から町内の各小・中・高全校にファックスでその情報を流してございますけれども、そうした場合、状況によりまして、各学校で決められておりますマニュアルに従いまして、要所の点検をしているところでございます。これまでもそういった情報によって行動したこともございます。さらには、集団下校訓練ということで、年1回、児童・生徒を交えたこうした訓練も行っているところでございます。

以上で、私の方からご答弁申し上げました。

●議長（稲井議員） 管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 私の方からは心の教室相談員につきまして、ご質問あった部分について、お答えさせていただきます。

まず、心の教室相談員の評判ということでございますけれども、私どもが受けている先生方、配置されている学校の先生、校長先生から伺っている代表的にはすこぶる評判はよろしいということしかまずはお答えできません。その他の情報は得てございません。

それから、どの程度配置されているかということでございますけれども、実は先ほど1回目の答弁で申し上げましたとおり、昨年16年度から町の単独事業となっておりまして、その前は道の委託事業ということで進めておりました。平成10年から13年ですけれども、この時点では厚岸中学校、真竜中学校2校に配置させていただいておりました。それで、平成14年からはそういうこともございまして、真竜中学校1校の配置になってございます。

それから、先ほど子供のフリーダイヤル関係の110番関係のカードの配布なんですけれども、小学校4年生に配布しているということですが、これも実は道の方からの配布ということで来ています。毎年4年生で配っていけば、4年生以上の児童についてはもう既に中学3年までもう配られているという状況にはありますけれども、最初の年はたしか4年以上で配られたというふうに聞いてございます。その後は1年ごとに上が

ってきますので、その4年生から順次毎年4年生の学年に限って配っているという状況にあります。

●議長（稲井議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 町全体の防犯担当の立場として、地域独自のボランティア活動について、現状あるのかどうかというお話でありましたし、今考えられる独自のボランティア活動についてもお話がありました。

現状の地域の防犯活動、先ほども1回目の答弁の中で触れさせていただきましたが、自治会でありますとか、地域の事業所あるいはコンビニ、理容組合の参加店等々、それぞれあるわけではありますが、はっきり申し上げて、地域の主体であります自治会でありますとか、女性団体の個別の単位組織の中では、日常的に地域の防犯活動をどうしようという課題を大きく掲げて日常活動をやっているという状況にはないということについては、ご質問者もご承知かと思います。

そういう意味で、先ほど教育長の答弁の方からも、大阪の学校における事件、殺傷事件でありました。こういった極端な悲惨な事例でないにしても、実際にある通学路における声かけですとか、車でのつけ回しというような実態が町内に起きているという状況の中で、それぞれが地域が、あるいはPTAがどういう日常活動ができるのかということの意見の高まりといいますか、そういうものがまだまだ十分ではないということについては、私どもも十分認識しているところであります。

そういう意味では、今参加をしていच्छゃらない地域の事業者でありますとか、商店でありますとかというところは、これからも駆け込みの場所として参加していただける条件というのは出てくるだろうというふうに思いますし、子供だけではなくて、いわゆる連続放火事件でありますとか、そういったたぐいの車上ねらいが頻繁にありますとかという地域において、自分たちがどう自主防衛をしていくんだろうということも含めて、地域の自主的な防犯活動というものがあるべきではないかというふうに私どもは認識をしております。

先ほどステッカーの統一の問題でありますとか、それにかかる予算の問題等々もございました。率直に申し上げますと、今これだけ予算がありますからどうぞつくってくださいという実態にはございませんが、議論されます独自のボランティア活動として地域の活動がどう展開されるのか、そこに自分たちのいわゆる資金投入が不可能だということであれば、それに向けて行政としてどういう支援がしていけるのだろうかという検討は、これから当然していかなければいけないというふうに思っておりますが、基本的には地域の自主的なそうした組織の高まりというものを私どもも期待をしながら、中心的には警察署の指導でありますとかということを中心にしながら、さらに連携を強める活動を私どもはしていきたいというふうに思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 先ほどこの相談業務がどれくらい知られているのか、周知のパーセントということでございましたけれども、何%知らしめているということは数字ではちょっとあらかねないかと思えますけれども、それぞれ中心校にカウンセラーと心の教室相談員を配置しておりまして、その報告書等を読まさせていただきますと、悩みのある子供たちはかなりの回数そこに足を運んでいるというふうな状況が見えますし、その相談室には先ほど言った相談窓口のポスターも掲示してあります。ですから、直接面と向かって相談しづらいというふうな場合には、そういうところに、目のつくところに学校の中でも掲示してありますので、関心がある子には十分目が届くというところに、そういうふうな情報を掲示できているというふうには考えております。

●議長（稲井議員） 16番。

●竹田議員 町のボランティア組織というのを形成されているのかどうかということについてはお答えしてもらったのかどうか、いまいち理解できなかったんですけれども、それについてもう一度お聞きしたいと思います。

町独自の防犯体制についてボランティア組織等があるのかどうか、また、つけ加えて今後つくろうとしているのかどうか、無論つくった方がいいという考えは僕は持つわけでありましてけれども、その点についてどうなのか。

それから、やはり冒頭にもありましたいろいろな各組織、団体をお願いしないとできないということですよ、極端に言えばこの活動というのは。ましてや子供の少年相談というものについては、子供に周知徹底をすれば、ほとんどが解決できるようなことだと思います、今教育長がおっしゃったように。それについては、子供の部分についてはよいのかなというふうに受けとめます。

しかし、この子ども110番については、学校から出たとき、家から出たときのその部分についてなんです。その時間帯に親や子供、各団体の商店街、消防とか、組合とか、たくさんあります。この役場もそういうことにはつながっていくのかなというふうに思いますけれども、まずは地域ぐるみ、物事すべて段取り八分と言いますけれども、その段取り八分が地域の子供を持つ親ばかりではなくて、地域に住む人たちが自分たちの厚岸町の町民の子供であるという認識と、それをいかに守ってあげなければいけないかという認識がどれほど住民に伝わるかということが、これは一番子供を守っていかなければならないという一つのルールが、鉄則としてあるわけですが、なかなかそれを他人の子供というふうに考えてしまう。そういうことではなくて、住民ぐるみということを考えれば、町長がいつも言っている町づくりということの一端にもなると思うんです。

子供は国の宝とかうまいことを大人は勝手に結構言いますけれども、結局子供を守っていくということについての周知徹底というのは、やはり住民一人一人をお願いしていかなければならない。それについては、やはり朝、昼、晩いるおじいちゃん、おばあちゃんのところをお願いしていても、ステッカーを張るなり、チラシを配布するというよりも、家に張って、だれ人がその場所にいろいろな形で防犯対策をしているんだなということが、銀行や郵便局にさまざまな不審者や強盗が入ったときに、警察も銀行関係に門のところに警察官立寄所というような防犯対策の看板といいますか、ステッカー

を張っていました。それによってさまざまな形の部分が犯罪が、銀行とかに侵入するということが解決されてきた、減ってきたというようなことが実例としてあります。そういった部分については、まだまだ子ども110番のステッカーやチラシやそういう部分については、全く全く不足しているのではないかというふうに思うんです。

それで、さまざまな取り組みの用意はされていると思いますけれども、活用が大いになれば、せっかくやっていることが無意味となってしまうことだと思うんです。町民の理解とその理解によるやる気が、結局はその防犯対策にすべからずつなげていくことが大事ではないか、育っていく環境でさまざまな子供がおると思います。把握ができないというのがさまざまな子供がおるということは、通学路にどういった道筋で帰るとか、いろいろな方法の子供がいると思うんですけれども、その部分については把握はできないとしても、私たち大人は子供を守るためにどういうふうにしていったらいいのか。

世の中によく心配のない子供は全く心配ないんですけれども、心配な子供というのは本当に心配で、問題ありきの子供とでも申しましょうか、どういった問題なのかということに特定できませんけれども、そういった子供たちが大人や住民、町づくりという意味から、協力体制していくことによってその子供のいろいろな部分が変わっていく、そして、安心できる町づくりをしていかなければいけないのではないかなというふうに思いますので、総体的にその部分についてもう一度お答えしていただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 今お話しの子ども110番の件でございますけれども、まさに議員おっしゃるとおりに、この110番というものの自体は、子供たちが駆け込むことよりも、それを張っている人たちがそういう子供たちを守るんだという認識を持つことに意義があるだろうというふうに僕は思うんです。

というのは、先ほども学校側の対応をお話ししましたがけれども、例えば理容店に張っている、どこどこに張っているといったときに、何かあったときに、それを目指して行きなさいという指導はこれはちょっと無理です。というのは、何か危ないことがあったときに、1町も先のお店まで走りなさいというよりは、やはり近くのお店に入りなさい、近くの大人に助けを求めなさいというのが、これはやはり防犯のそういうふうなマニュアルとしての最適な情報だと、やり方だと僕は思うんです。

ですから、そういう意味で言うと、できれば施錠されていても、町の人たちがいつでもあいているときは家においでというふうな気持ちを持って、町の子供たちを見守る、そういう姿勢が防犯の町としてあれば、抑止力としてそういう不審者の行動を減らすことができるのではないかというふうな運動としては、非常にいいことではないかなというふうに考えます。

ただ、これはあくまでもやはり先ほどおっしゃいましたけれども、自治会あるいはいろいろな産業団体、あるいは商店街等も含めて、まず、僕たちが音頭をとる中でも、自分たちで子供たちを守っていこうというふうな動きが出てきて、その中でステッカーをどうしようかというふうな問題が出てきたときには、ぜひ形としてもっていけるような方向というのにも必要ではないかなというふうに考えます。

以上です。

●議長（稲井議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 防犯にかかわります独自のボランティア活動でありますけれども、お答えしたつもりだったんですが、伝わらなかったということで、再度答弁させていただきますが、先ほど来出ております床屋さんの組合でありますとか、コンビニエンスストアでありますとか、それから、郵便局でありますとかという中では、郵便局は通常の業務の中でこれは郵便の配達でありますとか、小荷物の配達でありますとかという業務を含めた中で、日常的に町内を駆けめぐっている、そこで不審な者を目にする、あるいは危険な状態を目にする、それから、子供だけではなくてお年寄りの世帯の、ここ何日も郵便物がたまっているだとかというものも含めて、郵便局は実は対応されているわけでありまして、こういった郵便局は別にしましても、理容組合、それからコンビニエンスストアはそもそもがボランティア活動として取り組みをされているという認識では、私どもはおります。

そういう意味では、町内にも独自のボランティア活動がありますよという認識でおりますが、ただ議員おっしゃられているのは、防犯パトロールでありますとか、それから、通学路、公園におきます見回り、見守りの活動でありますとかというたぐいの話を例にされているんだと思いますが、そういった意味では、表面的に私どもは独自の防犯のボランティア組織があるという情報は実は持ち得ておりません。

そういう意味で、主体的には地域の中で地域には事業所でありますとか、PTAでありますとか、いろいろな立場の方々がいらっしゃる。全部まとめて地域であったり、それが自治会という名称であったりということになるというふうに思いますが、その中で、我々は何をしようか、何ができるんだという機運の高まりというものが、お一人お一人は自覚としていろいろな記事を目にし、事例を耳にして無関心ではないというふうに思っております。

無関心ではないのでありますが、まとめてどういう活動をしようか、まとまってどういう活動をしようかというところまで、まだ地域がそういう機運になり得ていないという実態もこれは現実でありまして、そういう意味では、これからの関係機関という取り組みの中では、自治会や事業所やいろいろな団体、もちろん教育関係のPTAも含めて、そういう連携を深めていく中で、自主的な独自のボランティア活動というものも発生するように、私どももぜひ環境づくりに支援をしていきたいというふうに考えておりますので、現状、そういったボランティア活動の存在はないという認識の中で、今後に必要な活動の支援というものを町づくりの柱の一つに据えて進めていきたいというふうに考えているところであります。

●議長（稲井議員） 以上で、竹田議員の一般質問を終わります。

本定例会に通告がありました8名の一般質問を終わります。

●議長（稲井議員） 日程第3、推薦第1号 農業委員の推薦についてを議題といたします

す。

本件については、来る7月19日をもって議会が推薦する学識経験を有する現職の委員が任期満了となりますので、本定例会で新たに推薦しようとするものであります。

お諮りいたします。

議会が推薦する農業委員の人数は2名とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、議会が推薦する学識経験を有する農業委員の人数は2名といたします。

次に、2名の委員の推薦の方法についてお諮りいたします。

13番。

- 菊池議員 議長一任にいたしたいと思いますが、お願いします。

- 議長（稲井議員） ただいま議長一任の発言がありましたが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

議長において選考することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時55分休憩

午後2時55分再開

- 議長（稲井議員） 再開いたします。

それでは、選考結果を申し上げます。

議会が推薦する学識経験を有する農業委員には、南谷健さん、竹田敏夫さん、以上2名を選考いたしました。

まず、本件の議事については、南谷議員は地方自治法第117条の規定により除斥されますので、退席を求めます。

(南谷議員退席)

- 議長（稲井議員） 初めに、南谷議員についてお諮りいたします。

南谷議員を推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、南谷議員を農業委員に推薦することに決定いたしました。

次に、竹田議員は地方自治法第117条の規定により除斥されますので、退席を求めます。

(竹田議員退席)

- 議長（稲井議員） 竹田議員についてお諮りいたします。

竹田議員を推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、竹田議員を農業委員に推薦することに決定しました。

ここで休憩をいたします。

再開は3時30分とします。

午後2時57分休憩

午後3時30分再開

- 議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

日程第4、議案第36号 公有水面埋立許可に関する意見についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） それでは、ただいまご提案をいただきました議案第36号 公有水面埋立許可に関する意見についての提案理由のご説明を申し上げます。

議案の6ページをごらんください。

公有水面埋立許可に関する意見について。

厚岸地区第1種床潭漁港、地域水産物供給基盤整備事業に基づく床潭漁港の船揚場新設工事を施工する上で、公有水面の埋め立てが必要なため、工事の施工者である北海道知事より、埋め立て免許の出願がされ、公有水面埋立法第3条第1項の規定に基づき、北海道より意見が求められ、これに異議のないことを答申いたしたいので、同法第4条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1 埋立出願者の住所及び氏名であります、札幌市中央区北3条西6丁目、北海道知事、高橋はるみ。

2 埋立の場所及び面積。厚岸郡厚岸町床潭293番1、299番、300番1、300番2の各地先の公有水面であります。

面積は4,872.12平方メートルであります。

3 埋立の目的、漁港施設用地。

4 埋立に関する工事の施工に要する期間であります、平成17年9月から19年7月まで、1年11カ月を予定してございます。

説明資料の7ページをごらんください。

北海道知事よりの公有水面埋立免許の出願について（諮問）の写しでございます。

平成17年4月21日付で北海道から出願のあったこのことについて、公有水面埋立法第3条第1項の規定により、貴職の意見を求めます。

なお、意見書については、平成17年9月30日までに提出してください、という内容であります。

説明資料の次のページ、8ページをお開きください。

公有水面埋立免許願書の写しであります。

出願者は北海道知事より、北海道知事、高橋はるみ殿に提出しているものでございます。

公有水面埋立法第2条第1項の公有水面埋立の免許を受けたいので下記によりお願いいたします。

1. 埋立区域であります。

(1)位置であります。厚岸郡厚岸町床潭293番1、299番、300番1、300番2の各地先の公有水面であります。

(2)区域。次の1の地点からCの地点を順次結んだ線及びCの地点と1の地点を結んだ線で囲まれた区域となります。

埋め立て区域の各点の座標値につきましては、記載のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

(3)面積であります、4,872.12平方メートルであります。

次に、説明資料の10ページをお開き願いたいと思います。

(4)といたしまして、海浜地盛土区域であります。

位置につきましては、北海道厚岸郡厚岸町床潭293番1、299番、300番1、300番2の各地先の公有水面であります。

面積は2,258.24平方メートル。

(5)海浜地切土区域であります。

位置につきましては、北海道厚岸郡厚岸町床潭293番1、299番、300番1、300番2の各地先の公有水面であります。

面積は1,781.82平方メートルであります。

説明資料の11ページをごらんいただきたいと思います。

2. 埋立に関する工事の施工区域であります。

(1)は厚岸郡厚岸町床潭293番1、299番、300番1、300番2の各地先の公有水面であります。

(2)区域であります、次のイの地点からヨの地点までを順次結んだ線及びヨの地点とイの地点を結んだ線で囲まれた区域であります。

施工区域の各点の座標値につきましては、記載のとおりでございますので、省略をさ

せていただきます。

(3)面積でありますが、1万5,155.61平方メートル。

3. 埋立地の用途でありますけれども、漁港施設用地でございます。

次に、説明資料の12ページをお開き願いたいと思います。

4. 設計概要でありますが、(1)埋立地の地盤の高さはD L (デーラムライン) これは基本水準の高さでありますけれども、D L +、+1.60メートルから+5.80メートル。

(2)工作物の種類及び構造につきましては、船揚場、新設の南護岸、既設の中護岸であり、構造につきましては、それぞれ記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

(3)埋立に関する工事の施工方法につきましては、記載のとおりでございます。

(4)公共施設の設置及び規模の概要につきましては、説明資料の14ページをお開きください。

14ページはA 4 版の横になりますが、床潭漁港の利用計画平面図でございます。今回埋め立ていたします区域につきましては、図面の左下の斜線を引いている部分でございます。これは船揚場につきましては、長さが100メートルございます。

(5)埋立に関する工事の施工に要する期間でありますが、1年と11カ月を予定してございます。

最後に、15ページの最後の図面でございます。

これにつきましては、中央上より今回埋め立てをいたします埋立施工区域、その下の埋立区域、その下が海浜地盛土区域、さらに海浜地の切土区域をあらわしている詳細図となっております。

なお、この1年11カ月の間に昆布の棹前昆布、それから夏昆布等々ございますが、一番昆布の生産期間に影響のない期間を予定してございます。

例えば、今年度につきましては、ブロックづくりを中心に行います。それから、平成18年につきましては、9月中旬から3月の末を1回第1期工事として予定してございまして、これは道路とそれから本体工事としゅんせつを行うものでございます。さらに19年の4月から、それから7月の中旬、この間に完成を目指す、そういった内容で進めさせていただくという予定でございます。

以上、大変雑駁な説明でありますけれども、よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

1 番。

●室崎議員 すみません、説明が非常に早くて追いつかないところがあったもので、確認なんです、これは公有水面の埋め立てで床潭漁港の整備であるということはわかりました。それで、でき上がった暁に、これが利用される形態は、主たる部分は船揚場ということなんでしょうか。

それで、12ページを見ると、南護岸とか、中護岸とかと書いてあるんですが、この部分も今回の公有水面の埋め立てで、その上に護岸の堤防のようなものが築かれていくと

ということなんでしょうか。そのあたりを説明してください。

それともう一つ、これも後から席に行ってお聞きすればいいだけのことだと言わないで、怒らないでいただきたいんですが、今各地点の説明のときに、「座標値は」というおっしゃり方をしたんですが、ここで見ると地点からの方向角と距離が書かれているんです。こういう場合も座標値という言葉で言っているんでしょうか、その点の確認と、この2点でございます。

●議長（稲井議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 1点目の中護岸、南護岸の関係でありますけれども、中護岸については既にでき上がっております。それから、南護岸、それから南防波堤については、現在施工中でございます。平成17年度にかさ上げ部分が残っております。平成17年度で南護岸、南防波堤が一応かさ上げ工事をすべて終わりました。完成する、竣工します。

それで、船揚場につきましては、平成17年度一部ブロックづくりの製作が今回行いまして、18年度と19年度にまたがってこの船揚場ができるということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、2つ目の質問については、ちょっと時間をおかし願いたいと思います。

●議長（稲井議員） 引き続き答弁してください。

●産業振興課長（大崎課長） 2点目のご質問でありますけれども、3級基準点から方向角と距離をあらわしているものということで、座標値と申し上げたのは訂正をさせていただきます。

●議長（稲井議員） 1番。

●室崎議員 2点目の方はいいんですが、1点目でちょっとわからない答弁になったんで、改めてお聞きしますが、今回のこの議案は公有水面埋立の願についてのいわば問題ですよ。そうすると、埋め立ててしまってから公有水面埋立願は出せませんよね。ところが、今あなたの言い方では、中護岸とかというのは、もう既に着工しているというような言い方をしたら、これはもう公有水面埋立法違反ですよ。そういうふうに聞こえたんですが、私の聞き間違いでしょうか。これからやるものについて、公有水面埋立の許可というものを願ってくるのが法律のやり方ではなかったか。だから、公有水面埋立許可に関する意見についてということで議案になっているんでしょう。既に埋め立ててあるものについて、今出してきたということになったら大変な問題です。きちんと説明してください。

●議長（稲井議員） それでは、建設課長。

●建設課長（北村課長） 私、前に水産をやっていたことと今建設課という形の中で、今公有水面の埋め立て、今質問者言われたとおり、基本的には当然埋立願で免許を受けてそれから埋め立て行為がなされると、そのとおりでございます。したがって、今言った防波堤だとか、護岸とかというのは外郭施設という形で、埋め立て免許の面積に入らない施設として先に整備が進められています。今回はその施設の中側を埋める形になりますので、当然その中で護岸の施設の中側の位置が出されて、その中が埋められるという形で、防波堤であるとか、護岸であるとか、そういうものについては、外郭施設としては埋め立て条件ではなく、施設として管理される形になりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 1 番。

●室崎議員 それでは整理します。今回の埋立面積の中には、一部既に既設部分としてある中護岸とかそういうものは入っていないと、そういうことですね。ですから、公有水面埋立願として出されているこのこれだけのところを埋め立てたいんですが、よろしいでしょうかという中には入っていないということですね。それだけ明確になればよろしいです。

●議長（稲井議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） そのとおりでございます。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（稲井議員） 日程第 5、議案第37号 財産の取得についてを議題といたします。

（「議事進行」の声あり）

●議長（稲井議員） 12番、議事進行。

●谷口議員 この議案を説明するに当たって、位置図を添付していただきたいのですが、これを見ただけでは場所が全く見当がつかきませんので、お願いいたします。

●議長（稲井議員） 資料ですか。

（「議事進行」の声あり）

●議長（稲井議員） 9 番、議事進行。

●松岡議員 そういう要求があれば、私の方も一つ要求したいわけです。この取得面積並びに取得価格、これを坪当たりあるいは平米当たりでいいですから、単価を全部出してください。

●議長（稲井議員） わかりました。
ちょっと休憩します。

午後 3 時47分休憩

午後 4 時10分再開

●議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

日程第 5、議案第37号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（北村課長） 貴重な時間をお割きしまして、まことに申しわけございません。

ただいま上程いただきました議案第37号 財産の取得について、その提案理由についてご説明申し上げます。

報告第 7 号 厚岸町土地開発公社経営状況説明書の中で明らかにされていますように、厚岸町土地開発公社が先行取得しておりました土地について、土地開発公社の解散計画にあわせて公社の土地購入価格に若干の経費、印紙代を上乗せし、厚岸町が購入しようとするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、今般議会の議決を求めるものでございます。

議案書16ページをお開きください。

内容であります、財産の種類は土地でございます。

2 番目として、財産の所在は、厚岸町字住の江町 3 番69ほか計17筆でございます。

3 として、取得面積、合計 3 万5,577.74平方メートルです。

4 番として、取得価格、金 1 億374万4,305円です。

5 番として、取得先、厚岸郡厚岸町字真栄町 1 条 2 番地 1、厚岸町土地開発公社です。

10ページをお開きください。

参考といたしまして、厚岸町土地開発公社所有地取得内訳でございますが、財産種類、財産の所在、財産の地目、取得面積、取得価格については記載のとおりでございますが、坪当たり単価について、ここでちょっとご説明申し上げたいと思います。

住の江町3番69と住の江町3番70、これを合わせた取得価格は単純割りなんですけれども、坪当たり5万3,688円ということになります。

次に、宮園町203番6、これについては1万8,281円。

次に、湾月町3丁目43番、44番、45番でございますが、これは坪当たり4万2,062円。

次に、奔渡町7丁目27番2、28番1、29番、これについては7,800円。

次に、奔渡町6丁目69番1、これについては5,703円。奔渡町7丁目33番1、34番1、37番については5,863円。筑紫恋22番、27番、28番1、これは1,696円、門静2丁目108番、これについては5,125円ということになります。

続きまして、場所関係については、ご説明申し上げます。

最初に、議案第37号の説明資料の地番図(1)でございますが、これについては字住の江町3番69、3番70でございますが、町立病院の裏側で、町立病院の建設当時駐車場として利用されていた箇所でございます。

次ページをお開きください。

次が地番図(2)であります、宮園町203番6ですが、これは情報館から釧路へ向かった隣の土地でございます。JR花咲線の隣接する土地の細長い土地でございます。

次に、地番図(3)であります、湾月町の方、3丁目43番、44番、45番の箇所でございますが、ちょうど松葉町通りと湾月町横8の通りの角地でございます。

次のページをお開きください。

地番図(4)であります、地番図(4)は奔渡町7丁目の27番2、28番1、29番、これについては、子野日公園の駐車場の斜め向かいの現在でもイベント時に駐車場等で利用している箇所でございます。

次に、奔渡6丁目69の1ですが、これは子野日公園よりさらに少し床潭へ向かって、右側の方にちょうど山を削った場所がございます。その入る手前側の土地がその69の1でございます。

次が地番図(6)であります、奔渡町7丁目33の1、34の1、37番ですが、これはさらに道道別海厚岸線を床潭へ向かい、先ほどのところへさらに床潭へ向かいまして、旧火葬場に入る道路のところの反対側、ちょうど今でも工事に伴う残土の処理をしている箇所、あの反対側の床潭へ向かって左側の残土処理している場所がこの場所でございます。

次に、地番図(7)であります、筑紫恋22番、27番、28番1であります、これは町道筑紫恋通りの終点近く、ちょうどスクールバスが回る箇所、あの箇所が当該地でございます。

次ページをまたお開きください。

次が地番図(8)であります、門静2丁目108番であります、門静駅前国道に向かって左側に、現在駐車場的に利用されている箇所でございます。これが108番の場所でございます。

この財産の取得に係る予算につきましては、議案第42号 平成17年度厚岸町一般会計

補正予算に計上し、上程させていただいております。

以上、簡単雑駁な説明であります、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。
12番。

●谷口議員 今回この公社から取得される土地なんですが、この中でそれぞれ今後の使用目的みたいなものを決めている土地はあるんですか、それともまだ決まっていないのか、その辺わかる範囲で教えていただきたいんですが。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 今現在、利用的に考えられているものについては、ちょうど子野日公園の筋向かい、奔渡町7丁目の27の2と28の1、29番の箇所が、一応、今後とも公園の附帯施設的な駐車場的な活用の計画となっております。それとあわせて、最後の地番図(8)で示した門静2丁目の108番、これも集会所の前の駐車場用地としての活用という形の中で計画をされているという形で、現在は計画的にはそういう形で利用計画を考えているところでございます。

●議長（稲井議員） 12番。

●谷口議員 そうすると、他の土地のかなり高額で取得しなければならない土地がたくさんあるわけですが、これらについては、いつごろその利用計画がきちんとでき上がるのでしょうか。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 現在、取得するに当たって、各課に一応今後の利用の計画があるかどうかと、照会した段階で今まとまっているのが以上の2点で、あとこの後については、町の財産として公共的に、さらに普通財産的に活用した方がいいのか、この辺を十分議論して早い時期にある程度考え方を示したいというふうに考えております。

●議長（稲井議員） 12番。

●谷口議員 今回この取得されている土地ですね。そうすると、場所によっては5万円以上の取得価格をもって取得をしている。そうすると、それ相応のやはり価値がある土地だということなんですが、ただ今の財政厳しい折に、これが財政を確保するための財源として大きく下回っての売り払いなんということは考えられないでしょうね。その辺はどうなのでしょう。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 基本的には今回公社の購入価格に印紙代をプラスして、一応今回は町として購入していこうという形で、ただいずれにしましても、そのものも含めて土地の公社購入時から含めて年数もたってきています。その中では土地そのものの価格そのものも、現在は評価そのものも落ちてきている状況の中では、その額を下回らないという形ではちょっと難しいのかなと思いますけれども、いずれにいたしましても、それだけの大きな金をかけて取得していますから、その辺も寸借しながら、もし処分する形になるとすれば、検討しながら対応していきたいというふうに考えます。

●議長（稲井議員） 1 番。

●室崎議員 これは今、町が個人やほかの団体から買うのではなくて、公社が取得してあったものも町に移管すると、公社といってもこれはほとんど町の機関みたいなものですから、法人格は別だろうけれども。ですから、何らかの形で使う必要があるから公社が買っていたと思うんです。今公社はこれはあとは解散するんですね。だから、公社のものとしてこのまま持たせておくわけにはいかないから、町に移管する。したがって、現在どの程度の値段になっているかというようなことは別にして、公社が取得した値段で、それにプラスアルファの費用はつくでしょうけれども、それで町が買い取る。だから、購入とはいふものの事実上は所管がえですね。そういうふうに解釈すればよろしいんですね。

それで、今の説明の中では、この現在の移転の説明はあるんだけど、もともと何かに使う目的でこのところを公社が取得したと思うんです。だけれども、その後、いろいろな事情でそういうことに、今目的のない部分についてはなくなったと思うんです。そういうことをきちんと説明してもらわないと、十分に理解できないんです。このあたり経緯を含めてお願いいたします。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） まことに舌足らずで申しわけございません。

基本的には今質問者の言われたとおり、公社の購入した目的で買ったものを現在公社の計画にあわせて町の方に所管がえといいますか、購入する形になってございます。前段の位置のときに説明すればよかったんですが、その後、配付させていただいた位置図の中に、公社がその当時買った目的といいますか、それが載っております。

その中で図面の上の方から説明させていただきますと、一応、四角で囲ってあれですのは、ちょうど門静地区の緑地用地取得事業という形の中で、門静の駅前の今現在駐車場的に利用されている箇所がございます。

それから、次に右手の方に住の江町の駐車場用地取得事業、これは町立病院の裏側にある用地でございます。建設当時駐車場として活用されておりました。その箇所でござ

います。

次がその下になりますけれども、宮園地区の公園緑地用地取得事業という形の中で、情報館の隣の土地をそういう目的のもとに購入してございます。

次に、右側の方になります、奔渡町7丁目と6丁目になります、子野日公園の附属駐車場用地取得事業としてそれぞれ求めてございます。

次に、左手の方に移りまして、湾月町地区と筑紫恋地区を結んだ線、これを湖南地区緑地用地取得事業という目的のもとに公社としては購入していたものでございます。

そういうことで、今回これらの計画にありますが、先ほど言いましたように、現在計画的に今考えられているのは、子野日公園の附属駐車場用地取得としての子野日公園の現在の駐車場の斜め前、それと門静地区の緑地用地取得事業が駐車場的に活用する形の計画が、今それぞれの課の方からそういう目的を持ってそういう計画が出てくるという形でございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 1 番。

●室崎議員 そうすると、当時は緑地用地として活用しようとして取得したわけですね。なぜそれが今そういう活用がされなくなったのか、どこでどういうふうに計画が変わったのかということなんです。そこのところをご説明いただきたい。

それと、例えば、町立病院の裏の空き地、今3番70と69があります。あそこなんかも、町立病院の駐車場として今事実上は全然使われていないんですか、それともある程度職員の方なんかは使っているのではないかというような気もするんです。

それから、門静の場合には、集会所の駐車場というか、第2駐車場というか、そういう形で事実上は活用されているのではないか、そうした場合に、差し当たってはそういうものとして使用するといっても間違いではないのではないかな。ただ今のところ計画が何もありませんので放置しておきます、今後考えますということでは、では何のために公社が買ったんだという話に入ってしまうので、できる限り今のこの財政状況ですから、そんな立派な整地をして、立派な何か施設を建てろなんていうことは私は言うわけではないんだけど、現状の中で使える状態で少しでも生かしていくということは、考えるべきではないかと思うんです。そして、そういうものを練った上で、こういうところへ出してくるべきではないのか。最終的な使用目的とはまだ言えないけれども、現状の中では差し当たってはこうやって活用していきたいんだというぐらいの説明もあっていいのではないかな。ですから、その2点についてもう少し説明をお願いしたいんです。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） お答え申し上げます。

基本的には今回公社から受けるに当たっての考え方として、それぞれの今所管している、管理している課の方に照会した上で、今申し上げているわけですが、その中では子野日公園の駐車場用地、それから、門静の駐車場的活用の中の駐車場という、それは現状の利用の中で活用していきたいという現下の考え方がありますので、現在計画

的にははっきりして使う目的はその2カ所はございます。それ以外についても、当然公社の目的はそういう形で買っています。厚岸町としてもそれらをどう活用するかという形の中では、あと残っている部分については、やはりある程度のいろいろ議論した上で、やはり公共的に使うその目的がきちっとあれば、そういう形でも活用していくし、現在にあってはそれに向かないという形であれば、それらに対しては、普通財産的な処分ということも一つ考えながら今後進めていきたい。

基本的には、目的に沿ったものに基づいて今回厚岸町として受けるわけですが、それに沿った形の中での利用を今図りながら、今利用できないものについては次の対策ということを考えていきたいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 休憩します。

午後4時29分休憩

午後4時32分再開

●議長（稲井議員） 再開します。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） 土地開発公社の事務局という立場で、知り得ている範囲でお答えをさせていただきたいと思いますが、土地開発公社がこの土地を求めた経緯につきましては、この位置図にもお示ししてあるとおり、この目的で町が必要だということを受けて公社が取得したという経緯があります。平成5年度に購入いたしました子野日公園駐車場用地、これについてもこういった目的で公社が求めた。現状としては駐車場として既に使われているけれども、町への移管がまだ済んでいないと、こういう状況であったということであります。

それから、住の江町の土地につきましては、これも当時、病院の職員の駐車場が不足をしているということがありまして、町の求めに応じて公社が購入したわけですが、平成6年です。その後、病院の町道を挟んで向かい側に職員の駐車場ができまして、駐車場が充足されたということで、これにつきましては、その町の駐車場用地としての購入がまたこれも延び延びになっていたということで、別に町の計画変更ということで、延び延びになっていたということでございます。

それから、宮園町の情報館の横の土地、これも平成6年度の購入であります。購入後一部は情報館の建設用地として分筆をするということで、その公社に残された土地につきましては、現状でも今一部駐車場として利用されているという状況であります。これも町の計画、公園緑地用地としての計画が定まらない中で、移管が延び延びになっていたという状況でございます。

それから、平成7年度に購入いたしました子野日公園の附属駐車場用地、これはもと子野日公園から離れたところでありまして、これにつきましても、カキ祭り等

の混雑を緩和するために、この土地が必要であったということで求めましたけれども、これも現状においては駐車場が充足されているということで、これも移管が延び延びになってきたということでございます。

それから、9年度に購入いたしました門静地区緑地用地につきましては、これも門静集会所で何か大きな行事がある場合に、駐車場が不足するという事を受けて、緑地とはなっておりますけれども、主にそういった趣旨で町の要請がありましたので、公社が求めたということでありまして、ここにつきましては、目的どおり現状もう既に使われているという状況でございます。

それから、10年度に購入いたしました湖南地区緑地用地、これにつきましては、いろいろな事情がありましたけれども、町としてはバスの転回場所として既に使われている土地であるといったようなことも含めてここを購入しようということで、これも緑地用地という言葉になっておりまして、町の計画としては、緑地あるいはそういった駐車場あるいは広場といいますか、そういった目的を持って要請がありましたので、公社としてはそれを求めたという経過になっているところでございます。

筑紫恋と湾月町の土地一くくりにして湖南地区緑地用地ということで取得をしておりますので、緑地としての利用ということで、町からの要請を受けて公社が購入したということでございます。緑地というのは考え方が非常に幅広いものがありますので、その時点で確たるこういったことに使うということについては、町から特に説明を受けたわけではないというふうに考えられます。

●議長（稲井議員） 1 番。

- 室崎議員 湖南地区緑地用地取得事業というのは、今課長もおっしゃっていたように、事情のある土地だと思います。それで、これだけ見ると高い買い物をしたように見えるんだけれども、実は大きな土地の寄附とたしか抱き合わせになっていたのではないかと、したがって、全体で見ると決して高い買い物ではなかったというような特殊事情だったというようなことも私は仄聞しているんですけれども、そういうような事情もあったのかなということで、わかります。

それで、こういう財産の取得については、今そうでなくても非常に財政的にゆるくない大変なときですから、むだな支出ではないのかという疑いを持たれるようなことはなるべくしたくないわけです。それから、議会もそのあたりのことについては、きちっと聞きたいわけですから、前もって説明のときにどういうわけで今こういうものを受けなければならないのかということを、やはりきちんと説明をしていただきたいということです。

それから、いかに所管がえといえ、いかに町が出している公社が買ったんですよとはいえ、現実にも今、厚岸町の財政から支出額が出るわけですから、そうすると、坪単価の話もこれからほかの議員もなさると思いますが、やはりどうも今の世情をからいうといい値段だなというような感じもあるかと思います。そうすると、このまま何も利用しないでぼんといわゆる財産の放出というような形になりますと、差額が出てしまうと思うんです。ですから、できる限りやはり有効利用というものを、私が言うまでもなく担当

者においても考えていると思いますので、そういうことを含めて計画をなるべく早く議会の方にも示していただければありがたいんですが、いかがでしょうか。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 非常に説明が不足して時間をかけたこと、まことに申しわけございません。

今質問者言われたとおり、目的があって公社が求めたものを今回受けるわけですから、やはりある面では計画に沿った形での確な利用の方法をいろいろ関係者と協議しながらとり進めていきたいと、そういうふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 補足説明させていただきます。

ちょっと先走るかもしれませんが、この件につきましては、ご指摘のとおり、財源等々使用目的、いろいろございます。議案第39号におきまして、基金の条例改正の一部の提案をさせていただいております。この財源を充てるべくこの2つ目のところで上程いただきました折には、説明させていただきたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

●議長（稲井議員） 1番さんの質疑を終わります。
9番。

●松岡議員 湾月町の宅地3筆、これについて具体的にお伺いしたいと思います。

ということは、実はこの春に、総務委員会の所管事項調査でこの土地を見てきたわけです。ところが、実際には町の土地でありながら担当者の説明では、言葉は悪いかもしれないけれども、無断で使っているんだということで、そこの漁業者が使っていたわけです。だから、無断で使っているから、結局、貸し賃も何ももらっていない。あの土地は、その場でも言ったんですけれども、そういう人がいるんだったら、年賦でも何でも構わないから売ってやるべきだということを言ったんですが、今ここにこうして見ると値段もいいわけです、4万2,322円ですか。値段もいいわけですけれども、やはりそういうことでもって、そういったことを処分すべきではないかと思うんですが、いかがですか。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） お答え申し上げます。

湾月町につきましては、確かに1番議員からも言われたとおり、そこには単純にそれだけの問題ではなく、いろいろな経過が、価格格的なものでは床潭であれ、筑紫恋であれ

大きな土地、財産を寄附、それから、湾月町1丁目も含めて寄附という行為がありまして、その中でやはり評価に買える部分については、その2カ所を購入という形で、そういう経過が背景にはございます。それと、単純に単価だけ見ると、そういう形で考えられますけれども、その辺もご推察お願いしたいと思います。

それから、特にその場所のあれというのは、昨年、公社も含めてあそこの土地の用地の確定測量を行っています。厚岸町としてもその地区について地図地籍が合わないという形での土地の処分なりで、町が昔土地を処分した経過もございますけれども、あの一角について地図地籍訂正といって、用地確定測量をしました。それまでは入っているかどうかというのは現状的には十分管理が行き届いていなかった面もありますけれども、そのくいを入れた段階で大きく入っているなど、こういうふうに確認したら、私は役場ではなく、前所有者のものだと思ってそっちの方にお金を払って使っていたという経過もありまして、ここは違います、過去にこういう形でこうなっていますよということも説明して、今回用地測量で用地が確定しましたので、それに基づいて、賃貸借をきちっと結ぶようにしましょうという形で、とりあえずはまず賃貸借の計画を使っていますから、その中で、そちらも契約なりいろいろなことをその辺での活用が可能かどうかを含めて検討した上で、処分等については考えていきたいけれども、現状的には使用貸借、使っている者については、お互いに用地確認した上でそういうものを明確にしていこうという考えでいますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 9番。

●松岡議員 そういうふうなことがあったかもしれないですけども、実際には無断で使っているんです。ですから、やはり当然無理な条件ではなくて、払えるような条件でもって売るべきだと思うんです。自分の土地みたいにしてい使っているわけですから、ですから、やはり私は売ってやるべきだと。

その漁業者もやはりそこが必要でもって使っているわけですから、そこらあたりは話し合いの中でそうやってやることの方が親切ではなかろうかと思うんですが、いかがですか。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 基本的には先ほど申し上げましたように、公社の目的に沿った利用にいかに関われるかということも考えながら、さらには、最終的に町としての財産をいかに管理していくかということも含めて、検討してみたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 9番。

●松岡議員 こんなことは言いたくないんですけども、あんた方の管理不足ですよ。黙って無断で使わせておいて、何年も何年も使わせておいて、そして、いや、うちでは使

っているんですと、そんな話がありますか。議会に、我々議員にそんなことを現場で言われても何とも思わないんですか、職務怠慢も甚だしいですよ。貴重な町の財産を無断で使わせておいて、仕方がないんだと、それで済みますか。強く言えばそういうことになるんですよ。もう少しそこらあたりをきちっと反省してもらいたいと思うんです。

以上です。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

厳しい指摘は全くそのとおりであります。お話を聞きますところ、過去のいろいろな経緯があったようでありますが、先ほど1番議員からもお話がありましたけれども、しかし、現在無断で使用しているということもご指摘のとおりであります。町の財産であります。この問題については、利用者とも十分に話し合う中で解決をさせていただきたい、このように考えます。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。

8番。

●音喜多議員 町内で数少ない財産になってきているわけですが、特に住の江、宮園、それから湾月、今提起されております町内の中で、いわゆる住宅地としてふさわしい地区になります。これについては、かなり大きな面積もありますが、厚岸町に持ち家を促進する意味で、町内の本当に住宅地にふさわしいところですから、そういう手法というか、できるだけそういう形で売れないか。

今日までやってきているところによると、そのまま手をかけたくないというか、分筆とか、いわゆる経費がかかるからという言い方ですが、なかなか個人では大きな1枚ものを買うということは容易でないというふうに思うんです。どこの市町村でも、いわゆる住宅を今は郊外に行くよりも、あるいは違う町へ行くよりも自分の町で建てていただくということでの促進を進めているんですが、そういった気持ちに数少ない町内の中の市街地に当たられる土地については、そういう方法をぜひ考えられないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 基本的には、公社から受け継ぐ財産を有効に活用するということをまず原則に考えます。その事業で目的に注視するのが一番いいわけですが、そういう利用が図られないとすれば、さらに活用という中では今質問者言われる手法も一つの方法だという考え方も成り立つてくると思いますし、今後の中で検討していきたいというふうに考えます。

ただ、やはりお互いやることによって、本当に住宅地として合うか、そのためには道路もつけなければならない、それと、隣接が線路ということでどうなんだとかというよ

うな問題の箇所とか、場所によってはいろいろあると思います。そういう中と地域利用がどうなのか、地域の活用の仕方としてはどうなんだということもいろいろこれから検討した上で、考えていかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 8 番。

●音喜多議員 舌足らずで申しわけございませんでした。

今言われているように、先ほどから言われているようにも、いわゆる取得した目的が当初のやつがあるわけですから、私どもも総務で見させていただいた時点でも、やはり当初はそういう目的に沿った形で取得したんだなということには納得はできたんですが、今日のある程度の周りの張りつき状況というか、町のそういう計画性から見て、ある程度もう既に終わっているものがあるわけです、用途的に。そういったことになると、今の財政状況から処分したいというのがやまやまだと私は思うんです。

そういう場合に、やはり同じ処分するにしても、確かに経費をかけたくはない、できるだけ手元に残したいという思いもあるでしょうが、もう一方では土地を買って家を建てるというのは一つの大きな夢ですが、町内の建設業者やあるいはほかの関連事業を含めると、結構これは有効活用な使い方になるのではないかと私は思うのであります。そういう意味において、今言われたように道路だとか、周囲の状況だとか、そういうところを総合的に勘案の上、私はこの方策をとれないかと申し上げておりますので、その辺十分検討されるというか、勉強されて、ぜひそのこと 1 カ所でも 2 カ所でもとられたら、町は町民のために思ってくれているんだなということになりはしないかというふうに思うんですが、いかがですか。

●議長（稲井議員） 助役。

●助役（大沼助役） 今ご提案をいただきました開発公社で当初取得した取得の目的、これで利活用できないかというのがまず 1 点、それが無理だということになれば、いろいろな支障になることを排除しながら、有効活用を検討していかなければならない。単に財政事情が厳しいからということで切り売りをしてしまうというような活用ではなくて、有効利用ということを内部できちんと協議をしながら進めていきたいと、そういうふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（稲井議員） よろしいですか。

暫時休憩いたします。

午後 4 時 52 分休憩

午後 4 時 52 分再開

●議長（稲井議員） 再開いたします。

ここで会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、議案第37号の審議が全部終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

16番。

●竹田議員 質問ではありません。資料要求だけです。

だから、今議長が言う前にちらっと言ったんですけれども、別に37号でとめる必要もないのではないかなと思ったんですけれども。聞こえなかったと思うんですけれども。

ただいまいろいろ質問がありました。その中で一々すべからず記入できませんでしたので、言っておきます。購入の目的、それから寄附があった等の当時の内容、土地の町の現在の不動産評価価値、それから、今後の使用目的等々言われたと思うんですけれども、これを一覧にして、まとめて出していただけますか。今答えたことすべてだと思うんですけれども、以上9件にわたっての部分だと思いたしますが。

それから、聞くところによると、どこか売りたいというところも、町で動いているふうもあるみたいなんですけれども、それは公表できるのであればどこを売りたいのか、その部分についてもどうなのか。その部分について答えられない部分についてはいいんですけれども、今答えた部分だけでもよろしいので、一覧にまとめて、明日、明後日とかとは言いません。別にそれを出してもらって死ぬわけでもないので、時間をかけてもよろしいので、僕はほしいんですけれども、よろしくお願いします。

●議長（稲井議員） ちょっと休憩します。

午後 4 時54分休憩

午後 4 時59分再開

●議長（稲井議員） 再開いたします。

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（稲井議員） 16番さんの資料については、整い次第、後日出すようにいたします。

●竹田議員 わかりました。よろしくお願いします。

●議長（稲井議員） お諮りいたします。

ここで質疑を終わりたいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

- 議長（稲井議員） それでは、再度お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおりに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（稲井議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います、
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後 5 時00分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 1 7 年 6 月 2 8 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員

